

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年11月11日
【会社名】	アトラ株式会社
【英訳名】	artra corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久世 博之
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀四丁目 6 番 9 号
【電話番号】	06-6533-7622（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 田中 雅樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀四丁目 6 番 9 号
【電話番号】	06-6533-7622（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 田中 雅樹
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額
	ブックビルディング方式による募集 410,550,000円
	売出金額
	(引受人の買取引受による売出し)
	ブックビルディング方式による売出し 69,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)
	ブックビルディング方式による売出し 82,800,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	700,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成26年11月11日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成26年11月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、22,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 4 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成26年12月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年11月27日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	700,000	410,550,000	222,180,000
計(総発行株式)	700,000	410,550,000	222,180,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年11月11日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(690円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は483,000,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年12月 8 日(月) 至 平成26年12月11日(木)	未定 (注) 4	平成26年12月15日(月)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年11月27日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成26年12月 5 日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年11月27日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成26年12月 5 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成26年11月11日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成26年12月 5 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成26年12月16日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、平成26年11月28日から平成26年12月 4 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 桜川支店	大阪市浪速区幸町二丁目 7 番 3 号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けにより ます。 2 引受人は新株式払 込として、平成26 年12月15日までに 払込取扱場所へ引 受価額と同額を払 込むことといたし ます。 3 引受手数料は支 払われません。た だし、発行価格と 引受価額との差 額の総額は引受 人の手取金とな ります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
S M B Cフレンド証券株式 会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計		700,000	

- (注) 1 平成26年11月27日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2 上記引受人と発行価格決定日(平成26年12月5日)に元引受契約を締結する予定であります。
3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
444,360,000	6,000,000	438,360,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(690円)を基礎として算出した見込額であります。
2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額438,360千円については、鍼灸接骨院へ提供しているシステム(A-COMS)におけるサーバー設備の機能強化(増設等)及び機能追加等のための設備資金として150,000千円(平成27年12月期)、アトラ請求サービス会員を支援するための貸付資金として200,000千円(平成27年12月期)並びにほねつぎチェーンの新規加盟院、HONEY-STYLE利用院・会員及びアトラ請求サービス会員獲得のための広告宣伝費として50,000千円(平成28年12月期)に充当する予定であります。

上記以外の残額は、平成27年12月期以降に新規採用に係る人件費及び採用費等の運転資金として充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 1 システムの開発費用の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。
2 アトラ請求サービス会員を支援するための貸付資金の内容については、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」のをご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年12月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	100,000	69,000,000	大阪市西区千代崎一丁目7番3号 Z E R O千代崎801号 一般社団法人みどり会 100,000株
計(総売出株式)		100,000	69,000,000	

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(690円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成26年 12月8日(月) 至 平成26年 12月11日(木)	100	未定 (注)2	引受人の本 店及び全国 各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
- 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成26年12月5日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	120,000	82,800,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 120,000株
計(総売出株式)		120,000	82,800,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(690円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成26年 12月 8 日(月) 至 平成26年 12月11日(木)	100	未定 (注) 1	野村證券株 式会社の本 店及び全国 各支店		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 野村證券株式会社の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である久世博之(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、120,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を平成26年12月26日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成26年12月16日から平成26年12月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である一般社団法人みどり会、貸株人である久世博之、並びに当社株主である塩中一成、片田徹、田中克典及び柚木孝夫は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成27年3月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成27年6月13日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の内容」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。また、注を付している用語につきましては、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」において説明しております。

1 事業の内容

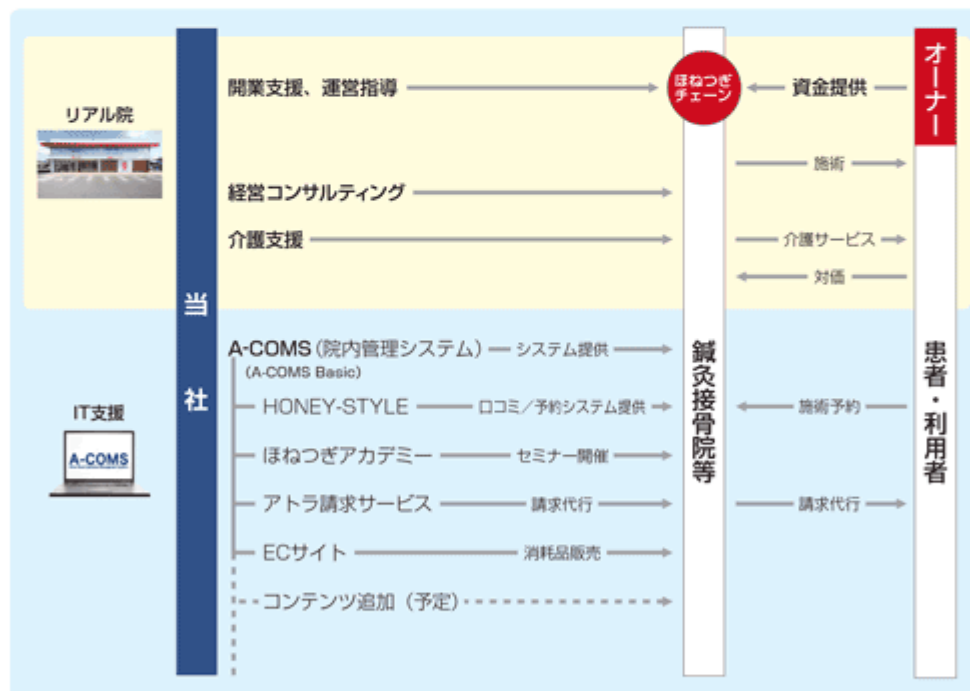
ArTra

当社は、「世界中の人を健康にしたい」という企業理念のもと、鍼灸接骨院の支援事業を展開しております。

鍼灸接骨院における柔道整復術は日本の伝統であり、日本独特の術であります。当社は、鍼灸接骨院業界においてコンプライアンス経営を徹底し、手あてをとおして、人々が健康を享受し得るインフラとなるべく、事業を推進しております。

具体的には、ほねつぎチェーン（注1）をはじめとする鍼灸接骨院の開業支援及び開業後の運営指導というリアル院へのサービス提供から、当社が開発したシステムであるA-COMS（エーコムス）（注2）やA-COMS Basic（A-COMSの簡易版）を活用したIT支援として、院内管理システムの提供、鍼灸接骨院のロコミ/予約システムであるHONEY-STYLEの運営、療養費請求代行（注3）サービスの提供や機材・消耗品等の販売を行うECサイトの運営など、幅広く鍼灸接骨院の事業を支援しております。

ほねつぎチェーン等のリアル院支援とIT支援を2本柱としてビジネス展開



(1) ほねつぎチェーン

当社は、鍼灸接骨院をほねつぎというブランドでチェーン展開し、開業支援及び開業後の運営指導を行っております。

鍼灸接骨院業界未経験の異業種の方々でも鍼灸接骨院を開業し、運営できるよう、ハード面だけではなく、ソフト面も含めた開業に必要なノウハウをすべて盛り込んだパッケージ商品として提供しております。ハード面では、院のデザイン及び設営、機材の調達等をサポートしております。ソフト面では、開業前にオーナー研修を実施し、院長、柔道整復師（注4）、はり師・きゅう師（注5）、助手、受付スタッフといった院の運営に携わる人員の採用をサポートし、研修を実施しております。さらに、開業後も院の運営及び管理に関するきめ細やかな指導を行っております。また、後述するHONEY-STYLE及びアトラ請求サービスもパッケージに含め提供しております。

・開院までの流れ
一気通貫でサポート



ロードサイドの大型鍼灸接骨院

院の特徴

物件	最低坪面積	50坪
	駐車場	12台分以上確保
人員	柔道整復師	2名以上
	はり師・きゅう師	1名以上
	助手	2名以上
	受付スタッフ	1名以上
設備	院長室の設置	
	白を基調とした院内	
	キッズスペース等の設置	
運営	IT化による可視化	
	研修体制の確立により個人の能力に依存しない	
	積極的な自費施術を提案	
	健康関連商品の販売	
	女性向けに美容・健康をテーマにした自費施術メニュー提案	



ほねつぎ大分元町鍼灸接骨院



■受付・待合スペース



■施術室スペース



■院長室スペース



■キッズスペース

ほねつぎチェーンの院数は平成26年9月末現在
41院となっております。



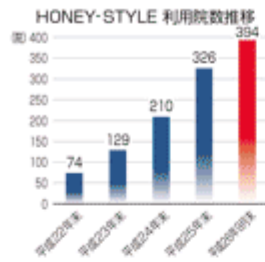
(2) HONEY-STYLE

① HONEY-STYLE

当社は、鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEを運営しております。HONEY-STYLEでは、情報誌を発行し、HONEY-STYLE利用院へ配布しております。また、HONEY-STYLE会員（平成26年9月末時点で157,344名）に対しメールマガジンを送信し、情報の提供を行っております。利用院は、HONEY-STYLEより美容や健康をテーマにした自費施術メニュー及び利用院で販売している健康関連商品の仕入ができます。会員は、HONEY-STYLEより利用院である鍼灸接骨院における施術の予約をすることができます。また、会員は利用院である鍼灸接骨院において、HONEY-STYLEで紹介している自費施術メニューの施術を受けたり健康関連商品を購入することができ、商品購入時等にポイントが付与されます。会員にとっては、施術の予約が便利になるだけでなく、ポイントを使用することで、健康関連商品を安く購入することができます。利用院は、HONEY-STYLEのデータを活用することで、会員管理を効率化できるだけでなく、HONEY-STYLEで紹介している自費施術メニューや健康関連商品の販売をとおして、過度に療養費に依存しない収益構造を構築することができます。また、会員が利用したポイントの1.2倍のポイントを、利用院が当社から健康関連商品の仕入を行う際に利用できる仕組みとなっております。

② ほねつぎアカデミー

当社は、ほねつぎアカデミーのサイト名でポータルサイトの企画・運営を行っており、柔道整復師、はり師・きゅう師のために役立つ情報を情報誌・WEB・メールマガジンを通じて発信しております。また、手あてに関するセミナー、院経営に関する公開セミナー及びWEBセミナーを開催しております。

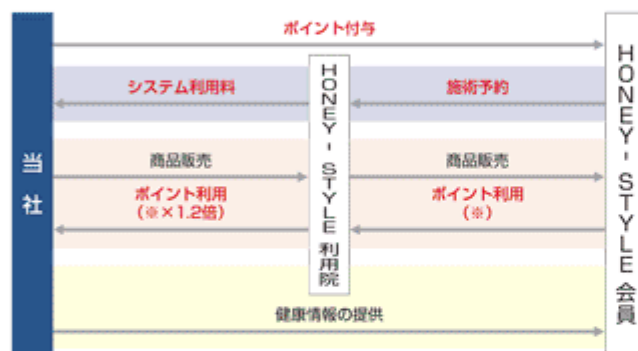


HONEY-STYLE 情報誌



HONEY-STYLE WEBページ

HONEY-STYLEの仕組み



※会員が利用したポイントの1.2倍のポイントを利用院が利用できます。



ほねつぎアカデミー WEBページ

(3) アトラ請求サービス

鍼灸院・接骨院及びマッサージ院にとって、保険者（国・各社健康保険組合など）に対する療養費請求代行に係る事務負担は大きなものとなっております。当社の療養費請求代行サービスであるアトラ請求サービスでは、鍼灸院・接骨院及びマッサージ院の事務負担を軽減し、施術に専念できる環境を提供しております。アトラ請求サービス会員には、A-COMSやその簡易版であるA-COMS Basicを提供しております。

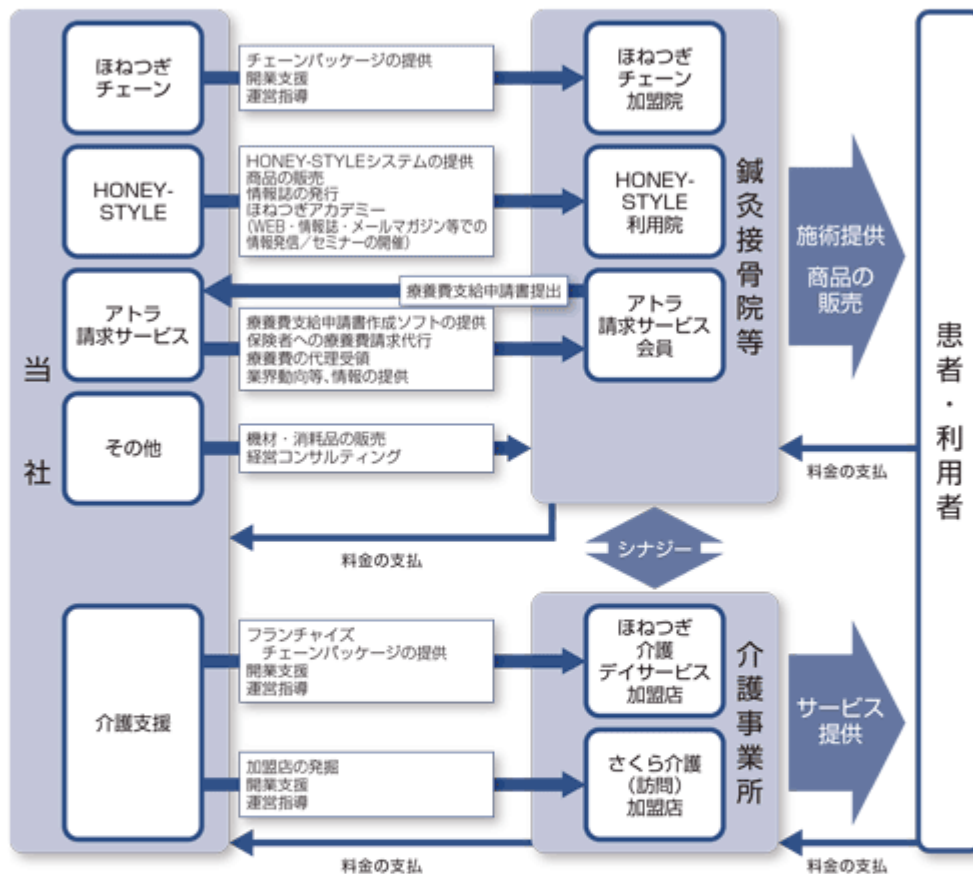


- サービス内容
- 開設届作成フォロー
 - 療養費支給申請書点検
 - 療養費支給申請書提出
 - 療養費支給申請書返戻対応
 - 療養費の入金送金処理
 - データ保管



上記（１）～（３）の他に、介護支援事業として、当社オリジナルの介護デイサービスフランチャイズチェーンであるほねつぎ介護デイサービス及び株式会社さくら介護グループの近畿及び中部地域のエリアフランチャイズ本部事業を展開しております。また、機材・消耗品販売、鍼灸接骨院経営コンサルティング、その他の事業を行っております。

■ 事業系統図



2 今後の事業展開の方針

ArTra

鍼灸接骨院業界が抱える課題は、療養費に依存した売上構成、高齢者に偏った顧客・利用者層、業務効率化の遅れ、療養費入金までの資金繰りなど、多岐にわたります。当社の経営者は、鍼灸接骨院業界のこれらの課題を認識したうえで、A-COMSを基盤とする当社のITシステムを最大限に活用した鍼灸接骨院の運営支援に取り組む方針であります。

この経営者の方針のもと、当社は今後、さらなるほねつぎチェーン加盟院及びHONEY-STYLE利用院増加に努め、療養費早期資金化サービスの導入により、アトラ請求サービスの既存会員に対するサービス内容の拡充及び新規会員の獲得を図り、鍼灸接骨院業界の活性化に取り組んでまいります。

3 業績等の推移

ArTra

(1) 主要な経営指標等の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第3四半期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年9月
売上高 (千円)	324,723	603,562	710,741	772,046	1,320,152	1,036,030
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△58,326	△85,121	△5,655	△41,981	144,549	52,586
当期 (四半期) 純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△78,741	△98,762	△21,465	△44,059	145,542	23,296
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900,000
純資産額 (千円)	60,852	△37,975	△59,686	△103,480	42,335	65,493
総資産額 (千円)	977,548	857,021	776,495	781,915	986,160	1,022,379
1株当たり純資産額 (円)	32,027.47	△19,987.12	△31,413.72	△54.46	22.28	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	△41,442.85	△51,980.38	△11,297.65	△23.19	76.60	12.26
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	6.2	△4.4	△7.7	△13.2	4.3	6.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	43.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	193,305	306,376	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	55,289	21,999	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△154,355	△126,611	—
現金及び現金同等物の 期末 (四半期末) 残高 (千円)	—	—	—	370,244	572,009	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	18 (1)	23 (4)	29 (3)	46 (9)	61 (10)	65 (13)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行い、発行済株式総数は、1,900,000株となっております。
5. 第5期、第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。第10期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 第5期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、第6期、第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しており、債務超過であるため、記載しておりません。第9期の自己資本利益率については、期首において債務超過のため記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、第5期から第9期まで無配のため記載しておりません。
9. 当社は第9期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期から第7期までのキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は、臨時従業員数の【外書】は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、臨時従業員とは契約社員（パート社員を含む。）であります。
11. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第10期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
12. 第5期は株式会社トラインを吸収合併し、それに伴う販売費及び一般管理費の増加と並体の固定資産に対して減損損失を認識したため、当期純損失78,741千円を計上しました。
13. 第6期は第5期の株式会社トラインとの合併に伴う経常的な販売費及び一般管理費の増加により、営業損失が発生したことに伴い、当期純損失98,762千円を計上しました。
14. 第7期は資産除去債務に関する会計基準等の適用に伴う影響額10,435千円の計上等の影響もあり、当期純損失21,465千円を計上しました。
15. 第8期は人員の増加等により再び営業損失が発生したことに伴い、当期純損失44,059千円を計上しました。
16. 当社は第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
17. 当社は、平成26年8月1日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の「引受担当者宛通知」「新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）」の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

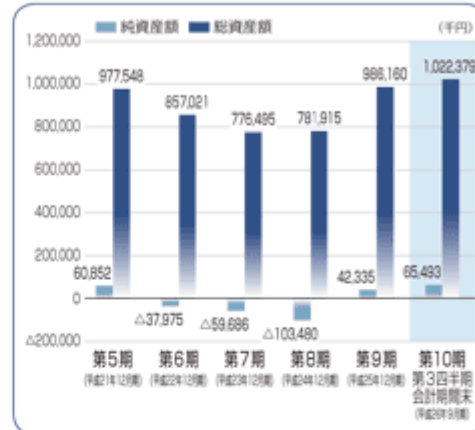
回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第3四半期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年9月
1株当たり純資産額 (円)	32.03	△19.99	△31.41	△54.46	22.28	—
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	△41.44	△51.98	△11.30	△23.19	76.60	12.26
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(2) 業績及び財政状況の推移

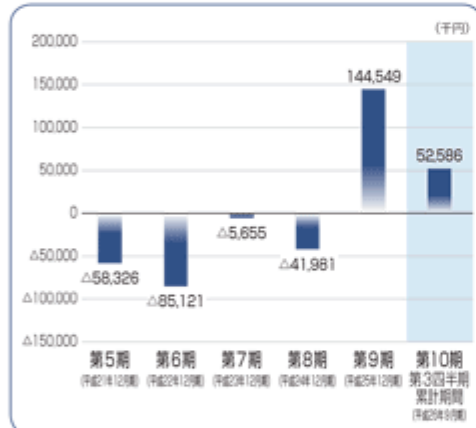
売上高



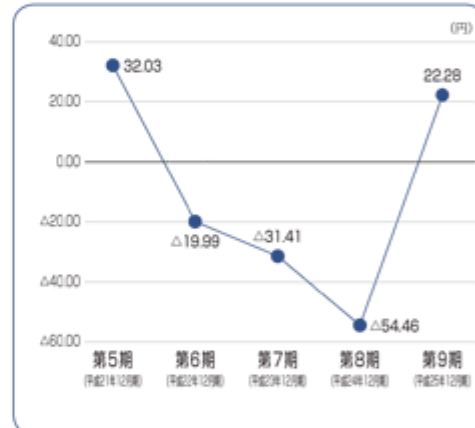
純資産額／総資産額



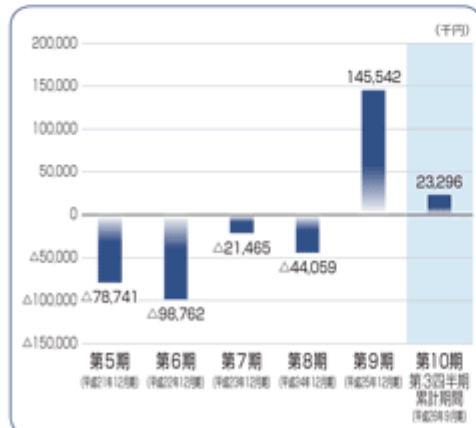
経常利益又は経常損失 (△)



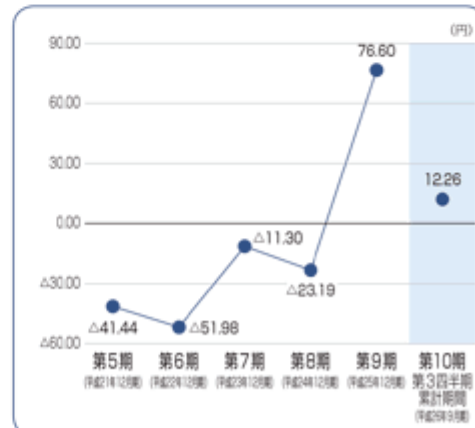
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成26年8月1日付で、普通株式1株を1,000株に株式分割しております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
売上高 (千円)	324,723	603,562	710,741	772,046	1,320,152
経常利益又は 経常損失() (千円)	58,326	85,121	5,655	41,981	144,549
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	78,741	98,762	21,465	44,059	145,542
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
純資産額 (千円)	60,852	37,975	59,686	103,480	42,335
総資産額 (千円)	977,548	857,021	776,495	781,915	986,160
1株当たり純資産額 (円)	32,027.47	19,987.12	31,413.72	54.46	22.28
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	41,442.85	51,980.38	11,297.65	23.19	76.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	6.2	4.4	7.7	13.2	4.3
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				193,305	306,376
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				55,289	21,999
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				154,355	126,611
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				370,244	572,009
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	18 〔1〕	23 〔4〕	29 〔3〕	46 〔9〕	61 〔10〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
- 4 平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行い、発行済株式総数は、1,900,000株となっております。
- 5 第5期、第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 第5期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、第6期、第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しており、債務超過であるため、記載しておりません。第9期の自己資本利益率については、期首において債務超過のため記載しておりません。
- 7 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 8 1株当たり配当額及び配当性向については、第5期から第9期まで無配のため記載しておりません。
- 9 当社は第8期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期から第7期までのキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 10 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、臨時従業員とは契約社員(パート社員を含む。)であります。
- 11 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- 12 第5期は株式会社トライニンを吸収合併し、それに伴う販売費及び一般管理費の増加と遊休の固定資産に対して減損損失を認識したため、当期純損失78,741千円を計上しました。
- 13 第6期は第5期の株式会社トライニンとの合併に伴う経常的な販売費及び一般管理費の増加により、営業損失が発生したことに伴い、当期純損失98,762千円を計上しました。
- 14 第7期は資産除去債務に関する会計基準等の適用に伴う影響額10,435千円の計上等の影響もあり、当期純損失21,465千円を計上しました。
- 15 第8期は人員の増加等により再び営業損失が発生したことに伴い、当期純損失44,059千円を計上しました。
- 16 当社は第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
- 17 当社は、平成26年8月1日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり純資産額 (円)	32.03	19.99	31.41	54.46	22.28
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	41.44	51.98	11.30	23.19	76.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()

2 【沿革】

当社の代表取締役社長である久世博之は、柔道整復師、はり師・きゅう師の資格を有し、鍼灸接骨院の運営、療養費請求代行サービス及び鍼灸接骨院経営コンサルティング事業等を営んでいた株式会社トライニン(平成15年設立)において取締役を務める一方、鍼灸院・接骨院、マッサージ院を開業運営支援するために必要なサービスを整えるため、平成17年1月に有限会社権左工門(現アトラ株式会社)を設立いたしました。当社において機材販売、介護事業等のサービスを整えた後に株式会社トライニンを吸収合併いたしました。これにより、当社は、鍼灸院・接骨院、マッサージ院を開業運営支援するためのすべてのサービスを行う法人となり、現在に至っております。

年月	概要
平成17年1月	大阪市中央区において、資本金3,000千円をもって有限会社権左工門を設立。鍼灸接骨院の開業支援コンサルティング業、機材・消耗品等の販売を開始。
平成17年9月	株式会社さくら介護グループより、近畿地域における介護事業フランチャイズチェーンの開設・運営支援事業を受託。
平成18年2月	株式会社に組織変更し、アトラ株式会社に商号変更。
平成19年3月	株式会社さくら介護グループより、中部地域における介護事業フランチャイズチェーンの開設・運営支援事業を受託。
平成20年1月	資本金を50,000千円に増資。
平成21年11月	鍼灸接骨院の運営、療養費請求代行サービス及び鍼灸接骨院経営コンサルティング事業等を営んでいた株式会社トライニンを吸収合併。療養費請求代行サービス(現アトラ請求サービス)及び鍼灸接骨院経営コンサルティング事業を継承。
平成21年12月	鍼灸接骨院業界の情報配信システムであるほねつぎ大学(現ほねつぎアカデミー)の運営を開始。
平成22年4月	鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLE(ハニースタイル)の運営を開始。
平成22年9月	ほねつぎチェーン1号店を大阪市平野区に開設。
平成23年12月	大阪市西区に本店を移転。
平成24年12月	ほねつぎ介護デイサービスチェーン1号店を大阪市東淀川区に開設。
平成25年9月	HONEY-STYLE利用院等専用通販サイトであるECサイトの運営開始。

3 【事業の内容】

当社は、「世界中の人を健康にしたい」という企業理念のもと、鍼灸接骨院の支援事業を展開しております。

鍼灸接骨院における柔道整復術は日本の伝統であり、日本独特の術であります。当社は、鍼灸接骨院業界においてコンプライアンス経営を徹底し、手あてをとおして、人々が健康を享受し得るインフラとなるべく、事業を推進しております。

具体的には、ほねつぎチェーン（注1）をはじめとする鍼灸接骨院の開業支援及び開業後の運営指導というリアル院へのサービス提供から、当社が開発したシステムであるA-COMS(エーコムス)(注2)やA-COMS Basic(A-COMSの簡易版)を活用したIT支援として、院内管理システムの提供、鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLEの運営、療養費請求代行(注3)サービスの提供や機材・消耗品等の販売を行うECサイトの運営など、幅広く鍼灸接骨院の事業を支援しております。

なお、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。よって、以下のとおり支援内容別に記載いたします。

(1) ほねつぎチェーン

当社は、鍼灸接骨院をほねつぎというブランドでチェーン展開し、開業支援及び開業後の運営指導を行っております。

鍼灸接骨院業界未経験の異業種の方々でも鍼灸接骨院を開業し、運営できるよう、ハード面だけではなく、ソフト面も含めた開業に必要なノウハウをすべて盛り込んだパッケージ商品として提供しております。ハード面では、院のデザイン及び設営、機材の調達等をサポートしております。ソフト面では、開業前にオーナー研修を実施し、院長、柔道整復師(注4)、はり師・きゅう師(注5)、助手、受付スタッフといった院の運営に携わる人員の採用をサポートし、研修を実施しております。さらに、開業後も院の運営及び管理に関するきめ細やかな指導を行っております。また、後述するHONEY-STYLE及びアトラ請求サービスもパッケージに含め提供しております。

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院の特徴は以下のとおりです。

院の特徴

院はロードサイドでの最低坪面積を50坪とし、駐車場を12台分以上確保することで、鍼灸接骨院の大型化を進めております。院は、有資格者3名(柔道整復師2名、はり師・きゅう師1名)以上、助手2名以上、受付スタッフ1名以上で運営し、院の大型化と併せ、同時に複数の患者・利用者に対応できる体制を整えております。

施術(注6)前に院長より患者・利用者に対し、各患者・利用者にあった施術について説明するため、院長室を設置し、施術の導線に沿ったレイアウトとしております。

院内を白基調とすることで、落ち着いた雰囲気を出し、明るく広々とした居心地のいい空間づくりを行っており、清潔感・安心感・解放感を意識した院としております。

キッズスペースやおむつ交換台、ベビーチェア等の設置、女性スタッフの常勤など、女性が来院しやすい環境づくりを行っております。

運営の特徴

A-COMSを各院に導入し、来院時の受付から施術の記録までリアルタイムに情報を共有し、療養費支給申請書の作成や経営に関するデータ管理までのオペレーションをITにより可視化(見える化)しております。

当社のノウハウに基づいた研修体制を確立し、施術者個人の能力に依存しない安定した院運営を実現しております。

収益源を過度に療養費に依存することなく、積極的に自費施術(療養費支給対象外施術)を提案しております。

HONEY-STYLEで紹介している健康関連商品の販売に力を入れております。

患者・利用者が高齢者に偏ることなく、若い女性にもご来院いただけるよう、美容や健康をテーマにした自費施術をメニュー化しております。

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院の開院までに要する期間は、加盟契約締結後約6ヶ月となっております。当社は工事完了引き渡し・設備品納品完了時、開設届提出時、オープン時に分けて売上高を計上いたします。オープン後は毎月定額のロイヤリティを売上高に計上いたします。

日程	物件探案～物件契約まで (1～2ヶ月)	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目
物件・建築	●候補エリア決定 ●候補物件決定 店舗物件の契約	●看板の発注	●建築工事の契約 ●内外装工事着工	引き渡し完了	
設備		●矯正用高機能ベッド 水浄化装置の発注	●機材、PC等の発注	納品完了	
その他			●HONEY-STYLE申込み ●アトラ請求サービス契約		●開設届提出
スタッフ採用・スタッフ研修	【院長】募集 → 採用 【灸道整復師】【はり師・きゅう師】【助手】募集 → 採用 【受付】募集 → 採用	院長研修 灸道整復師 はり師・きゅう師 助手研修	事前地域営業 灸道整復師 はり師・きゅう師 助手研修	●事前地域営業 ●オープン前支援	●オープン支援

ほねつぎチェーンの加盟院数の推移及び展開状況は以下のとおりです。

ほねつぎチェーン加盟院数推移

時期	加盟院数
平成22年12月期末	3院
平成23年12月期末	13院
平成24年12月期末	16院
平成25年12月期末	29院
平成26年9月末	41院

平成26年9月末現在

地域	加盟院数
北海道・東北	岩手県、福島県 3院
関東	東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県 14院
中部	新潟県、石川県、静岡県、愛知県 8院
近畿	兵庫県、和歌山県 2院
中国・四国	岡山県、広島県、香川県 7院
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、沖縄県 7院

(2) HONEY-STYLE

HONEY-STYLE

当社は、鍼灸接骨院の口コミ / 予約システムであるHONEY-STYLEを運営しております。

HONEY-STYLEでは、情報誌を発行し、HONEY-STYLE利用院へ配布しております。また、HONEY-STYLE会員（平成26年9月末時点で157,344名）に対しメールマガジンを送信し、情報の提供を行っております。

利用院は、HONEY-STYLEより美容や健康をテーマにした自費施術メニュー及び利用院で販売している健康関連商品の仕入ができます。

会員は、HONEY-STYLEより利用院である鍼灸接骨院における施術の予約をすることができます。また、会員は利用院である鍼灸接骨院において、HONEY-STYLEで紹介している自費施術メニューの施術を受けたり健康関連商品を購入することができます、商品購入時等にポイントが付与されます。会員にとっては、施術の予約が便利になるだけでなく、ポイントを使用することで、健康関連商品を安く購入することができます。

利用院は、HONEY-STYLEのデータを活用することで、会員管理を効率化できるだけでなく、HONEY-STYLEで紹介している自費施術メニューや健康関連商品の販売をとおして、過度に療養費に依存しない収益構造を構築することができます。また、会員が利用したポイントの1.2倍のポイントを、利用院が当社から健康関連商品の仕入を行う際に利用できる仕組みとなっております。

当社の売上は、HONEY-STYLE申込み時に受け取る導入費、毎月のシステム利用料、年1回のサーバー利用料、利用院に対する自費施術メニューや健康関連商品の販売で構成されております。

ほねつぎアカデミー

当社は、ほねつぎアカデミーのサイト名でポータルサイトの企画・運営を行っており、柔道整復師、はり師・きゅう師のために役立つ情報を情報誌・WEB・メールマガジンを通じて発信しております。

また、手あてに関するセミナー、院経営に関する公開セミナー及びWEBセミナーを開催しております。

運営の特徴

会員は、HONEY-STYLEを通じ、スマートフォン等から施術の予約ができます。HONEY-STYLE利用院では、会員である患者・利用者との繋がりを強固なものとすることができ、さらに会員管理を通じて経営管理を行うことができます。

HONEY-STYLEの利用院数の推移は以下のとおりです。

HONEY-STYLE利用院数推移

時期	利用院数
平成22年12月期末	74院
平成23年12月期末	129院
平成24年12月期末	210院
平成25年12月期末	326院
平成26年9月末	394院

(3) アトラ請求サービス

鍼灸院・接骨院及びマッサージ院にとって、保険者(国・各社健康保険組合など)に対する療養費請求代行に係る事務負担は大きなものとなっております。当社の療養費請求代行サービスであるアトラ請求サービスでは鍼灸院・接骨院及びマッサージ院の事務負担を軽減し、施術に専念できる環境を提供しております。アトラ請求サービス会員には、A-COMSやその簡易版であるA-COMS Basicを提供しております。

運営の特徴

開設届作成のフォロー、療養費支給申請書点検・提出、療養費支給申請書返戻対応、療養費の入金・送金処理、データ保管、会員の問い合わせに応えるコールセンターの設置等のサービス体制を整えております。

アトラ請求サービスの会員数の推移は以下のとおりです。

アトラ請求サービス会員数推移

時期	会員数
平成21年12月期末	167会員
平成22年12月期末	272会員
平成23年12月期末	484会員
平成24年12月期末	745会員
平成25年12月期末	1,049会員
平成26年9月末	1,255会員

(4) 機材・消耗品販売

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院や既存の鍼灸院・接骨院及びマッサージ院に対し、施術に必要な矯正用高機能ベッド、水浄化装置等の機材やはりなどの消耗品を販売しております。

HONEY-STYLE利用院等に対しては、利便性向上のため、ECサイトを活用して機材・消耗品の販売を行っております。

(5) 鍼灸接骨院経営コンサルティング

柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師(注7)が鍼灸院・接骨院及びマッサージ院を開院する際の助言を行っております。また、開院後も経営コンサルティングの提供をとおり、院運営をサポートしております。

(6) 介護支援、その他

当社オリジナルの介護デイサービス(注8)フランチャイズチェーンであるほねつぎ介護デイサービスは、柔道整復師が活躍できるモデルとなっており、ほねつぎチェーン鍼灸接骨院と併設することで人材募集を一括して行えるなどの強みがあります。柔道整復師が介護デイサービス事業を展開する際に、その負担を軽減するため、開業及び運営に必要なノウハウをすべて盛り込んだパッケージ商品として提供しております。鍼灸接骨院と介護デイサービスを併設することにより、鍼灸接骨院の患者が要介護になっても介護デイサービスを利用していただくことが可能となり、シナジー効果が発揮できます。

また、鍼灸接骨院が訪問介護事業を展開できるよう、株式会社さくら介護グループの近畿及び中部地域のエリアフランチャイズ本部事業を展開しております。

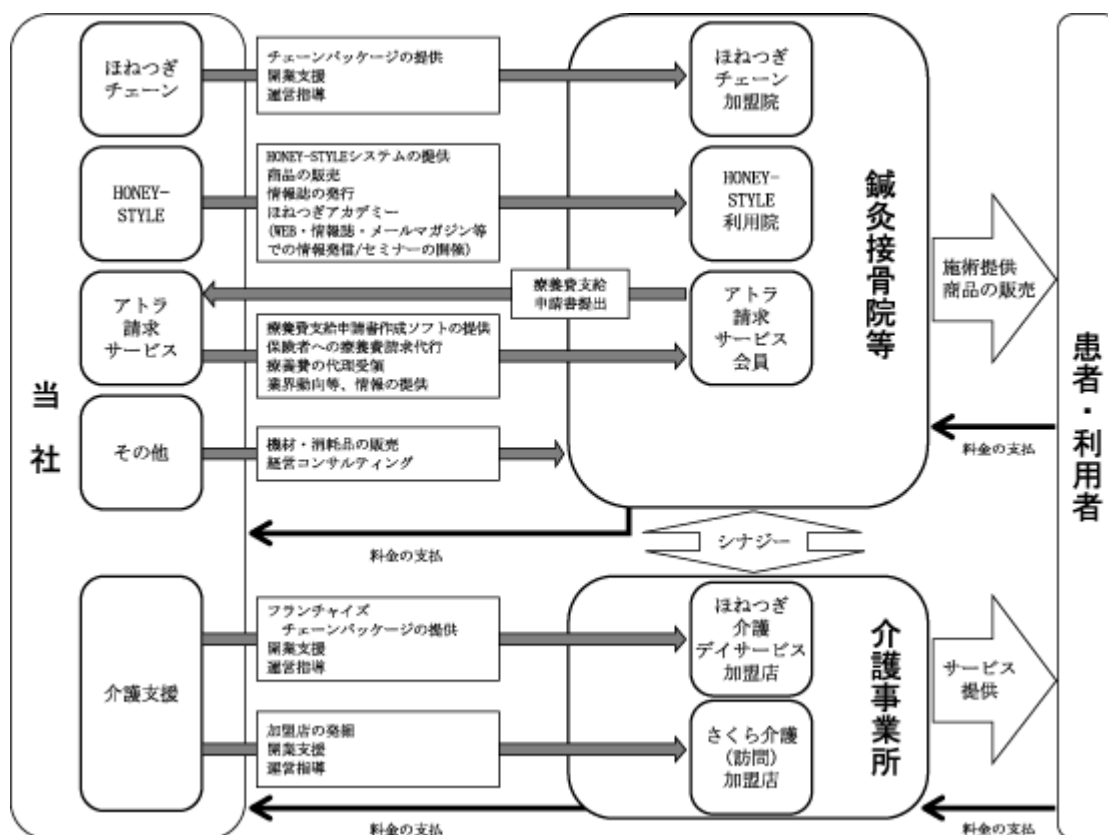
(注1) ほねつぎチェーンは、一定地域内における独占的販売権を付与しておらず、毎月のロイヤリティは定額となっており、一般的なフランチャイズチェーンとは区別しております。

(注2) Artra Cloud Operation Management Systemから名付けた当社サービス名称であり、ほねつぎチェーン鍼灸接骨院での院内管理や当社が運営支援する鍼灸接骨院に対する様々なIT支援を行っているシステムで

あります。院内管理においては、業務の効率化を実現し、患者・利用者管理や経営分析ができるだけでなく、療養費の不正請求を防止する仕組みとしても機能しており、鍼灸接骨院業界において遅れていたIT化を推進するシステムとなっております。また、サービス内容の追加を容易に行うことが可能です。

- (注3) 健康保険における保険給付の方法は、窓口で支払う一定割合の自己負担で医療そのものを受けられる「現物給付」と、出産時の医療費などのように一旦患者が費用全額を支払い、後に支払った費用の7割等決められた割合の現金が療養費として支給される「現金給付」に分類されています。鍼灸接骨院での施術では、後者のように療養費という形で患者に現金給付がなされます。当社では、患者が鍼灸接骨院に代行を委託した保険者（国・各社健康保険組合など）への療養費請求を、鍼灸接骨院に代わって行うことを受託しております。
- (注4) 国家資格であり、接骨院等において、骨、関節、筋、腱、靭帯などの骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷などの損傷に対し、手術によらない整復、固定などの方法により、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる手あてを行っております。
- (注5) 国家資格であり、鍼灸院等において、神経痛、腰痛症などに対し、はりやきゅうによる手あてを行っております。
- (注6) 鍼灸院・接骨院及びマッサージ院で行う手あてのことを指します。
- (注7) 国家資格であり、マッサージ院などにおいて、あん摩、マッサージ、指圧による手あてを行っております。
- (注8) 在宅で介護を受けられる方を対象にデイサービスセンターに通っていただき、入浴や体操・レクリエーションなどのサービスを提供することで、家族の負担を軽減し、高齢者の自立を支援する介護サービスです。

当社の事業系統図は以下のとおりです。



(参考)

鍼灸接骨院では、柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師が施術というサービスを提供しております。施術費用には療養費だけではなく、自費によるものもあります。

整形外科と鍼灸接骨院との違いは、整形外科の提供するサービスが医療行為であるのに対し、鍼灸接骨院の提供するサービスは施術であることです。鍼灸接骨院では、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷に対する施術を行えますが、脱臼、骨折に対する施術については、応急の場合を除き、医師の同意が必要です。

ほねつぎチェーン鍼灸接骨院では健康、美容、怪我や病気の予防を目的とした自費施術、健康関連商品の販売に力を入れております。

鍼灸接骨院と整体、カイロプラクティックとの違いは、鍼灸接骨院で施術を行う柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師が国家資格であるのに対し、整体、カイロプラクティックを行う整体師は民間資格である点です。

鍼灸接骨院と整形外科、整体・カイロプラクティックとの違い

	整形外科	鍼灸接骨院	整体、カイロプラクティック
資格	医師(国家資格)	柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師(国家資格)	整体師(民間資格)
行為	医療行為(レントゲン検査、手術、投薬など)	施術	矯正、マッサージ
費用	医療費(現物給付)	医療費(療養費)、自費	自費

柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師は年々増加傾向にあり、鍼灸接骨院の新規開業も増加傾向にあります。

あん摩、マッサージ及び指圧等を行う施術所数の年次推移

(単位：か所)

各年末現在

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年 (注)	平成24年	対平成22年	
	(2002)	(2004)	(2006)	(2008)	(2010)	(2012)	増減数	増減率
あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所	20,772	20,532	21,822	21,092	19,983	19,880	103	0.5%
はり及びきゅうを行う施術所	14,008	14,993	17,794	19,451	21,065	23,145	2,080	9.9%
あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所	32,722	33,601	34,517	35,808	36,251	37,185	934	2.6%
その他の施術所	2,948	3,187	3,219	2,892	2,693	3,103	410	15.2%
柔道整復の施術所	25,975	27,771	30,787	34,839	37,997	42,431	4,434	11.7%

(注) 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれておりません。

(出典元) 厚生労働省資料 平成24年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況より作成

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65〔13〕	33.4	2.1	3,791

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
- 2 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、臨時従業員とは、契約社員(パート社員を含む。)であります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 当社は、鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策や日銀の金融緩和策等の効果による円高の是正や株価の上昇が進み、輸出及び内需の回復等を背景に企業収益に改善の傾向がみられるなど、景気は総じて好調に推移いたしました。

当社が属する鍼灸接骨院業界におきましては、3月に療養費の算定基準について、柔道整復療養費検討専門委員会及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会で議論が行われ、その改定が5月に実施されました。また、柔道整復師などの国家資格保有者数及び新規開業数ともに従来同様増加しております。

このような状況の中、当社ではほねつぎチェーンにおける新規加盟院の増加が寄与するなどし、ほねつぎチェーン、HONEY-STYLE等における売上が順調に推移いたしました。また、アトラ請求サービス及び介護支援については積極的に営業展開いたしました。

その結果、当事業年度における売上高1,320,152千円(前事業年度比 71.0%増)、営業利益144,316千円(前事業年度は営業損失24,896千円)、経常利益144,549千円(前事業年度は経常損失41,981千円)、当期純利益145,542千円(前事業年度は当期純損失44,059千円)となりました。

当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしておりませんが、支援内容別の売上高の概要は以下のとおりであります。

・ほねつぎチェーン

これまでに行ってきたフランチャイズの展示会への出展、WEB広告などの新規顧客開拓及び既存オーナーからの紹介などによる契約が順調に推移した結果、当事業年度末のほねつぎチェーン加盟院数は29院(前事業年度比 13院増)となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は512,975千円(前事業年度比 338.3%増)となりました。

・HONEY-STYLE

アトラ請求サービス会員に対して、鍼灸接骨院のIT導入支援を積極的に展開したことや、売上向上支援の一環として、鍼灸接骨院で簡単に導入できるようにパッケージ化した自費施術の補助商材販売を積極的に展開したことにより、当事業年度末の利用院数は326院(前事業年度比 116院増)となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は178,970千円(前事業年度比 58.8%増)となりました。

・アトラ請求サービス

WEB広告戦略及び当社の営業活動や既存会員の紹介などにより、新規顧客の獲得が順調に推移したことから、当事業年度末においては会員数が1,049会員(前事業年度比 304会員増)となりました。顧客満足度向上へ向けた施策としては、鍼灸接骨院内管理システムA-COMSのバージョンアップ、コールセンターの充実及び機械化・IT化等による作業の効率化等を行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は185,993千円(前事業年度比 31.0%増)となりました。

・機材・消耗品販売

鍼灸接骨院の新規立ち上げ及び自費施術の需要の増加並びに当社の営業活動の結果、施術の際に利用できるトムソンベッド等の販売が好調に推移いたしました。また、9月には機材販売を積極的に推し進めるため、HONEY-STYLE利用院等向けにECサイトの運営を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は189,298千円(前事業年度比 59.5%増)となりました。

・鍼灸接骨院経営コンサルティング

契約院の収益構造に関する指導を中心として展開し、当事業年度末の契約院数は55院となりましたが、鍼灸接骨院経営コンサルティング契約先の一部につき当社が受け取る家賃について見直しを行ったことにより、当事業年度の売上高は176,136千円(前事業年度比 10.5%減)となりました。

- ・介護支援、その他

さくら介護グループのエリアフランチャイズ本部事業における新規加盟店の立ち上げ及び既存加盟店からのロイヤリティ収入の安定確保に努めたものの、介護デイサービス事業のフランチャイズチェーン・パッケージ商品であるほねつぎ介護デイサービスの開業は1店舗にとどまりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は76,777千円(前事業年度比 9.5%減)となりました。

第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による財政・金融政策を背景に、景気は緩やかな回復を見せたものの、消費税率の引き上げや、円安の影響を受けた物価上昇による個人消費の落ち込み懸念等、依然として先行き不透明な状態が続いております。

鍼灸接骨院業界におきましては、3月に療養費の算定基準について、柔道整復療養費検討専門委員会及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会で議論が行われ、その改定が4月より実施されております。また、柔道整復師、はり師・きゅう師の国家試験があり、平成26年3月に公表された厚生労働省の報道発表資料によると、平成26年度はそれぞれ5,349人、3,892人、3,946人の合格者が生まれております。これにより、各有資格者間の市場競争は激しくなっており、当社にとっては鍼灸接骨院に対して療養費に依存しない院運営を提案する好機であると考えております。

このような環境のもと、当社では、ほねつぎチェーン、HONEY-STYLE、アトラ請求サービスなどを積極的に営業展開してまいりました。

その結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,036,030千円となりました。利益においてはほねつぎチェーンの立ち上げによる新規加盟売上と、HONEY-STYLE、アトラ請求サービスにおける売上が堅調に推移したことなどにより、営業利益47,071千円、経常利益52,586千円、四半期純利益23,296千円となりました。

当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしておりませんが、支援内容別の売上高の概要は以下のとおりであります。

- ・ほねつぎチェーン

ほねつぎチェーンは、展示会への出展や紹介を伴う代理店の拡大など新規顧客の開拓を積極的に推し進めた結果、当第3四半期会計期間末におけるほねつぎチェーン加盟店数が前事業年度末より12院増加し、41院となりました。

以上の結果、売上高は317,509千円となりました。

- ・HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLEにおきましては、当第3四半期会計期間末の利用院数が前事業年度末より68院増加し、394院となっております。これは、鍼灸接骨院へのIT導入支援を積極的に営業展開したことや、鍼灸接骨院業界で需要が高まっている療養費に依存しない自費施術の施術教材商品開発及び新商品の販売を積極的に展開したことによるものであります。

以上の結果、売上高は168,155千円となりました。

- ・アトラ請求サービス

新規契約先が順調に増加しており、当第3四半期会計期間末において会員数が前事業年度末より206会員増加し、1,255会員となりました。それに伴い、療養費請求代行処理件数も安定的に推移しております。

以上の結果、売上高は169,322千円となりました。

- ・機材・消耗品販売

機材については、有資格者の増加による新規開業や当社の積極的な営業活動の結果、各種機材の販売が堅調でありました。また、消耗品については、HONEY-STYLE利用院及びアトラ請求サービス会員が利用できるECサイトによる売上が堅調でありました。

以上の結果、売上高は188,373千円となりました。

- ・鍼灸接骨院経営コンサルティング

前事業年度に引き続き、柔道整復師、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師等有資格者の院経営に対するコンサルティングやスタッフ教育などの指導を行っており、安定的な契約院数で推移いたしました。

以上の結果、売上高は112,769千円となりました。

・介護支援、その他

新規加盟店立ち上げによる加盟売上及び既存加盟店のロイヤリティ収入の安定確保に努めました。

以上の結果、売上高は79,899千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より201,764千円増加し、572,009千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、306,376千円の収入(前事業年度は193,305千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益144,456千円の計上によるものとアトラ請求サービス会員の増加に伴う収納代行預り金の増加額105,872千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、21,999千円の収入(前事業年度は55,289千円の収入)となりました。これは主に、長期未収入金の回収による収入34,823千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、126,611千円の支出(前事業年度は154,355千円の支出)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出116,245千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

・ほねつぎチェーン、介護支援

これらの支援内容においては、当社が顧客と締結している契約で受注金額が確定しているのは加盟金等であり、受注金額及び残高の算定に必要な設備・器具・備品関連の商品は加盟院の規模・ニーズによって変動いたします。したがって、受注金額及び残高を確定することは困難な状況であるため、記載を省略しております。

・HONEY-STYLE、機材・消耗品販売

これらの支援内容においては、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。よって、受注状況に重要性がないため、記載を省略しております。

・アトラ請求サービス、鍼灸接骨院経営コンサルティング

これらの支援内容においては、受注という概念がないため、記載を省略しております。

(3) 仕入実績

第9期事業年度及び第10期第3四半期累計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントのため、支援内容別に記載しております。

支援内容	第9期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
ほねつぎチェーン	213,362	623.3	102,076
HONEY-STYLE	47,487	146.8	71,279
アトラ請求サービス	9,396	185.6	6,472
機材・消耗品販売	123,822	156.4	128,395
鍼灸接骨院経営コンサルティング	6,967	37.7	3,831
介護支援、その他	4,818	27.5	13,426
合計	405,853	217.2	325,482

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

第9期事業年度及び第10期第3四半期累計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントのため、支援内容別に記載しております。

支援内容	第9期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ほねつぎチェーン	512,975	438.3	317,509
HONEY-STYLE	178,970	158.8	168,155
アトラ請求サービス	185,993	131.0	169,322
機材・消耗品販売	189,298	159.5	188,373
鍼灸接骨院経営コンサルティング	176,136	89.5	112,769
介護支援、その他	76,777	90.5	79,899
合計	1,320,152	171.0	1,036,030

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社といたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

事業の拡大に対応する人材の確保及び育成

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。そのため人材の獲得に向けて積極的に活動し、経営資源である人材を十分かつ適時に確保し、資本効率の最大化を目指してまいります。また、人員の増加にあわせ、定期的な社内研修の実施等、教育制度の一段の充実に努めてまいります。

事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社が安定的に成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、調達の大半を間接金融で行っておりますが、今後は直接金融も含めた中長期資金の調達力を強化し、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社として業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、従来以上に重要になると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実、強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

繰越損失金の解消

当社は平成25年12月末において繰越損失金を計上しております。平成25年12月期においてはほねつぎチェーン鍼灸接骨院の契約件数が伸び、当期純利益を計上したことから繰越損失金が大幅に減少しました。今後も積極的な営業活動を展開し、ほねつぎチェーンの契約獲得並びにHONEY-STYLE利用院及び会員の拡大を図り、繰越損失金の早期解消に努めてまいります。

アトラ請求サービス会員を支援するためのサービス内容の拡充

鍼灸院・接骨院及びマッサージ院における療養費の入金は、通常、請求の数ヶ月後になるため、多くの院が入金までの運転資金の資金繰りに課題を抱えております。当社はこの課題に対処するため、アトラ請求サービス会員に対し、貸金業を営んでいる事業者を紹介し、請求を行った療養費が支給されるまでの間、当該療養費相当額の一部について融資を受けていただく方法による資金繰り支援を行ってまいりましたが、当該事業者が対応できる会員数に限界があるため、平成27年12月期下期を目処として当社が会員に対し療養費早期資金化サービスを提供することを検討しております。

療養費早期資金化サービスを提供するためには、当社において貸金業の登録を行う必要がありますが、現在、当社は当該要件を満たしておりません。当社の役職員が貸金業務取扱主任者の資格を取得する予定ですが、必要に応じ外部から採用を行うことも検討しております。しかしながら、予定どおりに人材の確保が行われなかった場合においては、療養費早期資金化サービスの提供時期が遅れる可能性があります。今後、貸金業の登録を行うことにより、アトラ請求サービスの既存会員に対するサービス内容の拡充及び新規会員獲得を図り、さらには当社の提供する口コミ/予約システムであるHONEY-STYLEの利用院の獲得に取り組んでまいります。

療養費不正請求防止への取組み

当社が支援を行う鍼灸接骨院業界では、一部の鍼灸接骨院において、療養費の不正請求が課題となっております。この課題に対処するため、当社が展開するほねつぎチェーンにおいてはスーパーバイザーによる巡回指導を行い、当社が経営コンサルティングを行う院やアトラ請求サービス会員に対してはA-COMS Basicによる不正請求防止に役立つツールの提供等により、療養費の不正請求を防止すべく、注力してまいります。

A-COMS及びA-COMS Basicにおけるサービス内容の拡充

当社が開発したA-COMS及びA-COMS Basicについて、既存の利用院の満足度の向上及び今後の利用院拡大等のためには、サービス内容の拡充が必要であると認識しております。A-COMS及びA-COMS Basicは拡張性があり、サービス内容の追加を行うことが可能でありますので、継続的にサービス内容の見直し及び拡充を行ってまいります。

ほねつぎチェーンの拡大

当社は平成22年からほねつぎチェーンの展開を開始し、現在もチェーン拡大期にあるため、総売上高に占める新規の加盟金等による収入の割合が大きくなっています。したがって、ほねつぎチェーンが一定規模に達するまでの期間においては、当社の業績の拡大には新規の加盟を増加させることが重要であり、今後も新規加盟を最優先に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。ただし、これらは当社に関するリスクの全てを網羅したのではなく、記載された事項以外の予見し難いリスクも存在します。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ほねつぎチェーン運営上のリスク

当社はほねつぎチェーンに対する指導を徹底し、療養費の不正請求を防止する仕組みを導入しておりますが、何らかの事情により一部のほねつぎチェーン鍼灸接骨院で療養費の不正請求が発生し、行政処分を受けた場合、ほねつぎブランドに対する信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は柔道整復師に対する指導を行い施術事故が起こらないよう努めておりますが、重大な過失による施術事故が起きた場合、ほねつぎブランドに対する信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) ほねつぎ介護デイサービス運営上のリスク

当社はほねつぎ介護デイサービスのフランチャイジーに対する指導を徹底し、介護事故が起こらないよう努めておりますが、重大な過失により介護事故が起き、行政処分を受けた場合、ほねつぎ介護デイサービスに対する信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 外部環境の変化に対するリスク

現在は順調に成長を続けている鍼灸接骨院業界であります。今後、はり師・きゅう師、柔道整復師学校の増加及び国家資格者の増加に伴う鍼灸院・接骨院・介護事業所の増加による過当競争が起こり、当社の取引先である個々の鍼灸接骨院の事業環境が悪化し業績が低下した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制に関わるリスク

当社が事業を行う鍼灸・柔道整復・介護の業界は、医療法、健康保険法、介護保険法、柔道整復師法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の法的規制を受けております。当社はこれらの法的規制の遵守に努めており、また、遵守する事業モデルを提供しておりますが、当該法的規制の強化により当社の事業に対して著しく不利となる法改正が行われた場合に、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) システム運用に関わるリスク

当社の運営するA-COMS、A-COMS Basic及びHONEY-STYLEにおいて、日常的な業務担当者間の連携や社内研修により、社員の技術力・意識の向上を図っておりますが、万が一、システム障害が発生し、多大な影響を及ぼした場合、損害賠償を請求され、損害賠償の支払い等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 情報管理体制について

当社は、業務を遂行するうえで顧客の個人情報を取扱う場合があります。当社では、プライバシーマークを取得し、個人情報の取扱いを厳格に管理しております。しかしながら万が一、個人情報の外部への漏洩が生じた場合、当社の信用に大きな影響を与えるとともに、損害賠償を請求され、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 有利子負債について

当社は、運転資金を主に金融機関からの借入で調達しており、有利子負債が160,588千円(平成25年12月期末)あり、有利子負債依存度は16.3%となりますが、総資産にはアトラ請求サービスにおける収納代行預り金493,303千円を含んでおります。これを除くと有利子負債依存度は32.6%と高い状況であります。現状は借り換えも含め順調に調達ができておりますが、今後、金利水準が上昇した場合や計画どおりに資金調達ができなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 知的財産権について

当社では、新規に開発したサービスに関するもので知的財産権の対象となる可能性のあるものについては、必要に応じて特許権・商標権等の取得申請を行っておりますが、必ずしもかかる権利を取得できる保証はありません。

当社のサービスに関する技術及びノウハウ、あるいはサービス名等に関する特許権・商標権等を他社が先に取得した場合、サービスの開発または販売等に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に注意を払って事業展開しておりますが、当社の認識の範囲外で第三者の知的財産権を侵害する可能性があり、その第三者より損害賠償請求及び差止め請求等の訴訟を提起され、損害賠償の支払い等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社の事業遂行において優秀な人材を確保・定着させることが重要戦略の一つでもあります。当社では、中途採用を核とし優秀な人材を人種・国籍・性別・年齢を問わず幅広く採用しております。また、優秀な人材を集めるためには報酬だけを指標とする人材活用ではなく、スキルアップ等を含めた社内環境、優秀な人材を受け入れることのできる社内風土の確立が、高水準の人材との信頼関係構築のために最重要要素であると認識しております。したがって、これらの人事上の課題を充足できない等の理由により、優れた人材を確保・定着させていくことができない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 国家資格者の雇用について

当社が持続的に成長をしていくためには、国家資格者である柔道整復師、はり師・きゅう師、介護福祉士等を雇用し、かつ育成していく必要があります。当社従業員に限らずほねつぎチェーン加盟院に対してこれらの有資格者を雇用するための支援を行う必要があります。現状は国家資格者数が年々増える傾向にありますが、意図的に合格者を減らし、総数を減らしていくなどの政策的な方針転換があった場合など、国家資格者の確保が難しくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ほねつぎチェーン鍼灸接骨院加盟契約

契約の内容	当社は、ほねつぎチェーン鍼灸接骨院の加盟者に対し、ほねつぎを統一名称とする鍼灸接骨院の開院及び運営資格を付与し、経営指導を行います。
契約期間	6年間とし、双方のいずれかより期間満了の180日前までに書面にて契約更新をしない旨の意思表示がない場合には自動的に5年間更新します。
加盟金	3,000千円
ロイヤリティ	月額100千円

(2) 経営コンサルティング基本契約

契約の内容	当社は鍼灸院、接骨院、マッサージ院等の施術所の開業または運営に関して、支援及び助言を行います。
契約期間	5年間とし、期間満了の3ヶ月前までに双方のいずれかより書面による契約更新をしない旨の意思表示がない場合には同一条件で5年間更新します。
申込金	100千円～200千円
経営指導料	月額50千円～230千円

(3) 「ほねつぎ介護デイサービス」フランチャイズチェーン加盟契約

契約の内容	当社は、ほねつぎ介護デイサービスフランチャイズチェーン加盟者に対し、ほねつぎ介護デイサービスを統一名称とする介護デイサービスの事業所の開設及び運営資格を付与し、経営指導を行います。
契約期間	6年間とし、双方のいずれかより期間満了の180日前までに書面にて契約更新しない旨の意思表示がない場合には自動的に5年間更新します。
加盟金	2,000千円
ロイヤリティ	店舗の月間総売上高の5%

(4) フランチャイズ契約

当社は株式会社さくら介護グループとの間にエリアFC本部業務委託契約を締結しております。

エリアFC本部業務委託契約(近畿地区本部)

契約の内容	近畿地域(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の2府4県)において「さくら管理システム」のノウハウを用いて介護事業を行う加盟店の開発並びに当社が開発した加盟店の開業準備支援から、開業後の継続的運営指導(スーパーバイジング業務)を行うことができます。 また、本地域内で、自ら介護事業所を開業し、経営することができます。	
契約期間	契約締結日(平成17年9月7日)より5年間とし、期間満了日の3ヶ月前までに契約更新を希望するか否かを当社が書面にて通知し、更新する場合は双方協議のうえ、さらに5年間更新することができます。	
契約金	15,000千円	
更新料	1,000千円	
報酬等	加盟店開発の報酬	加盟店より株式会社さくら介護グループが受取る加盟金の一定料率。
	継続的運営指導の報酬	加盟店より株式会社さくら介護グループが受取るロイヤリティ等の一定料率。

エリアFC本部業務委託契約(中部本部)

契約の内容	三重県、岐阜県、愛知県において「さくら管理システム」のノウハウを用いて介護事業を行う加盟店の開発並びに当社が開発した加盟店の開業準備支援から、開業後の継続的運営指導(スーパーバイジング業務)を行うことができます。 また、本地域内で、自ら介護事業所を開業し、経営することができます。	
契約期間	契約締結日(平成19年3月30日)より5年間とし、期間満了日の3ヶ月前までに契約更新を希望するか否かを当社が書面にて通知し、更新する場合は双方協議のうえ、さらに2年間更新できます。	
契約金	10,000千円	
更新料	1,000千円	
報酬等	加盟店開発の報酬	加盟店より株式会社さくら介護グループが受取る加盟金の一定料率。
	継続的運営指導の報酬	加盟店より株式会社さくら介護グループが受取るロイヤリティ等の一定料率。

(5) 株式会社健康保険支払基金との紹介業務に係る契約

契約の内容	当社は、株式会社健康保険支払基金が行う療養費早期資金化のための極度貸付サービスの紹介業務を行います。
契約期間	契約締結日(平成24年3月25日)より1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに内容の変更、更新拒絶の意思表示がない場合には、同条件で1年間更新します。
紹介手数料	1件あたり月額8千円

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

資産

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ204,244千円増加し、986,160千円となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ276,453千円増加し、790,797千円となりました。これは主に、現金及び預金が201,173千円、売上高の増加に伴い売掛金が45,182千円増加したことによります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ72,208千円減少し、195,362千円となりました。これは主に、有形固定資産が13,123千円、長期未収入金が回収等により101,581千円減少したことによります。

負債

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ58,429千円増加し、943,825千円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ129,722千円増加し、829,111千円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が48,915千円減少したものの、仕入高の増加に伴い買掛金が73,988千円、アトラ請求サービス会員の増加に伴い収納代行預り金が105,872千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ71,293千円減少し、114,713千円となりました。これは主に、長期借入金が67,330千円減少したことによります。

純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ145,815千円増加し、42,335千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加145,542千円によるものであります。

第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ36,219千円増加し、1,022,379千円となりました。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ58,731千円増加し、849,529千円となりました。これは主に、現金及び預金が25,682千円、売掛金が10,031千円及び商品が11,966千円増加したことによります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ22,512千円減少し、172,850千円となりました。これは主に、長期貸付金が21,372千円減少したことによります。

負債

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ13,060千円増加し、956,886千円となりました。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ3,502千円増加し、832,614千円となりました。これは主に、買掛金が43,113千円、1年内返済予定の長期借入金が34,666千円減少したものの、短期借入金が40,000千円、アトラ請求サービス会員の増加に伴い収納代行預り金が43,864千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ9,558千円増加し、124,271千円となりました。これは主に、長期借入金が8,616千円増加したことによります。

純資産

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ23,158千円増加し、65,493千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加23,296千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は1,320,152千円(前事業年度比71.0%増)となり、前事業年度に比べ548,106千円増加しました。これは、ほねつぎチェーンの新規契約及び立ち上げが順調に推移したことに加え、HONEY-STYLE及びアトラ請求サービスの契約会員数が順調に増加したことによるものであります。

(売上総利益)

売上原価につきましては、前事業年度に比べ307,737千円増加し、764,447千円となりました。これは、ほねつぎチェーンの加盟院数の増加による管理・運営にかかる労務費の増加が主な要因になります。

この結果、売上総利益は前事業年度に比べ240,368千円増加し555,704千円(前事業年度比76.2%増)となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ71,155千円増加し、411,388千円となりました。これは、ほねつぎチェーンの契約獲得にかかる人件費の増加が主な要因になります。

この結果、営業利益は前事業年度に比べ169,213千円増加し144,316千円(前事業年度は営業損失24,896千円)となりました。

(経常利益)

営業外収益は、前事業年度に比べ194千円減少し、9,348千円となりました。主な内訳は、受取家賃4,000千円及び受取手数料3,020千円によるものになります。

また、営業外費用については、前事業年度に比べ17,513千円減少し9,114千円となりました。主な内訳は支払利息6,070千円によるものになります。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ186,531千円増加し144,549千円(前事業年度は経常損失41,981千円)となりました。

(当期純利益)

法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は1,085千円となり、これらの結果、当期純利益は前事業年度に比べ189,601千円増加し145,542千円(前事業年度は当期純損失44,059千円)となりました。

第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は1,036,030千円となりました。これは、ほねつぎチェーン、HONEY-STYLE及びアトラ請求サービスの売上が堅調に推移したことによります。

(売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は630,646千円となりました。

この結果、売上総利益は405,384千円となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は358,313千円となりました。これは、ほねつぎチェーンの契約獲得にかかる人件費及び展示会費用が主な要因になります。

この結果、営業利益は47,071千円となりました。

(経常利益)

営業外収益は14,960千円となりました。主な内訳は、解約料収入6,630千円、受取家賃3,000千円及び受取手数料3,028千円によるものになります。

また、営業外費用は9,444千円となりました。主な内訳は、支払利息3,037千円及び上場関連費用2,000千円となります。

この結果、経常利益は52,586千円となりました。

(四半期純利益)

法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は5,686千円となりました。

この結果、四半期純利益につきましては23,296千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より201,764千円増加し、572,009千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、306,376千円の収入(前事業年度は193,305千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益144,456千円の計上によるものとアトラ請求サービスの会員増加に伴う収納代行預り金の増加額105,872千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、21,999千円の収入(前事業年度は55,289千円の収入)となりました。これは主に、長期未収入金の回収による収入34,823千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、126,611千円の支出(前事業年度は154,355千円の支出)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出116,245千円によるものであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

鍼灸接骨院業界が抱える課題は、療養費に依存した売上構成、高齢者に偏った顧客・利用者層、業務効率化の遅れ、療養費入金までの資金繰りなど、多岐にわたります。当社の経営者は、鍼灸接骨院業界のこれらの課題を認識したうえで、A-COMSを基盤とする当社のITシステムを最大限に活用した鍼灸接骨院の運営支援に取り組む方針であります。

この経営者の方針のもと、当社は今後、さらなるほねつぎチェーン加盟院及びHONEY-STYLE利用院増加に努め、療養費早期資金化サービスの導入により、アトラ請求サービスの既存会員に対するサービス内容の拡充及び新規会員の獲得を図り、鍼灸接骨院業界の活性化に取り組んでまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度の設備投資の総額は22,401千円であります。その主なものは、アトラ請求サービスにかかるA-COMSの改良に伴う無形固定資産の取得であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当第3四半期累計期間の設備投資の総額は30,456千円であります。その主なものは、アトラ請求サービスにかかる業務の効率化を図るための有形固定資産の購入であります。

また、当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

平成25年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	機械及び装置 並びに 車両運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他 (注)1	合計	
本社 (大阪市西区)	本社機能	8,734	453		12,713	19,970	41,872	59 [10]
ほねつぎアトラ 鍼灸接骨院 (大阪市東淀川区)	直営院	9,116				806	9,923	2 []
賃貸用不動産13件 (大阪市中央区他) (注)3	賃貸施設	27,920	242	27,152 (60)		343	55,659	
遊休土地 (大阪府泉南郡 熊取町)				5,775 (291)			5,775	

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びにソフトウェアの合計であります。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 賃貸用不動産には転貸施設を含んでおります。

4 本社の建物は賃借物件であり、その概要は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (大阪市西区)	本社機能	799	20,946

5 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、臨時従業員とは契約社員(パート社員を含む。)であります。

6 当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

第10期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

新設、休止、大規模改修、除却、売却等により当第3四半期累計期間に著しい変動があったものは、次のとおりであります。

ほねつぎアトラ鍼灸接骨院は平成24年4月に開院、平成26年5月に閉院いたしました。ほねつぎアトラ鍼灸接骨院の閉院に伴い、建物(附属設備)及びその他の除却を行いました。当該資産は第1四半期会計期間に減損処理済であり、帳簿価額はありませぬ。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成26年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (大阪市西区)	本部管理ソフトウェア (A-COMS)の改良	11,400	7,800	自己資金	平成25年8月	平成27年3月	(注)2
本社 (大阪市西区)	HONEY-STYLE 機能追加	4,400	3,000	自己資金	平成26年2月	平成26年11月	(注)2
本社 (大阪市西区)	鍼灸接骨院院内管理システム、本部管理ソフトウェア(A-COMS)の機能強化及び機能追加	100,000		増資資金	平成27年1月	平成27年12月	(注)2
本社 (大阪市西区)	HONEY-STYLE 運営管理システムの機能追加	50,000		増資資金	平成27年1月	平成27年12月	(注)2

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

3 当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,600,000
計	7,600,000

(注) 平成26年7月15日開催の取締役会決議により、平成26年8月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は9,990,000株増加し10,000,000株となり、平成26年8月12日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2,400,000株減少し7,600,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,900,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。(注)
計	1,900,000		

(注) 平成26年7月15日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日を基準日として平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、株式数は1,898,100株増加し、発行済株式総数は1,900,000株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成26年8月12日の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)		2,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		200,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		84(注)2
新株予約権の行使期間		自 平成28年8月19日 至 平成36年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 84 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件		(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

新株予約権発行時において当社の取締役・監査役または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任または定年退職した場合及び特に取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり行使価額の2倍以上であることを要する。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4 新株予約権の取得事由

当社が合併により消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、並びに当社が分割会社となる人的会社分割についての分割計画・分割契約について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、「企業再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換若しくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編効力の発生日以降は上記(注)1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編効力発生日後は上記(注)2に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)5に準じて決定する。

譲渡制限

再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(注)4に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年11月1日 (注) 1	900	1,900		50,000	76,315	76,315
平成26年8月1日 (注) 2	1,898,100	1,900,000		50,000		76,315

(注) 1 株式会社トライニンを吸収合併した際に、株式会社トライニンの株主に対して、普通株式を交付したことによる増加であります。(合併比率 1 : 1)

2 平成26年7月15日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日を基準日として当社普通株式1株を1,000株に分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成26年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1			5	6	
所有株式数 (単元)				13,350			5,650	19,000	
所有株式数 の割合(%)				70.26			29.74	100.00	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,900,000	19,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	1,900,000		
総株主の議決権		19,000	

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成26年8月12日 臨時株主総会決議及び取締役会決議)

決議年月日	平成26年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の人数には契約社員を含んでおります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけており、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対しての安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。しかしながら、当社におきましては財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当は行っておりません。今後の配当の実施につきましては、業績及び財務状態を鑑み、配当の有無を決定する予定であります。内部留保資金につきましては、事業の拡大を目的とした中長期的な事業資源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		久世 博之	昭和48年5月8日	平成12年4月 平成15年5月 平成17年1月 平成18年4月 平成19年6月	八幡屋鍼灸整骨院勤務開始 株式会社トライニン取締役就任 有限会社権左工門（現アトラ株式会 社）設立代表取締役社長就任（現 任） 株式会社トライニン代表取締役副社 長就任 同社 取締役就任	(注) 2	245,000
取締役	鍼灸接骨院 支援事業部長	塩中 一成	昭和46年7月23日	平成5年4月 平成11年6月 平成15年5月 平成21年4月 平成21年11月 平成23年6月	佐々木接骨院勤務開始 塩中鍼灸整骨院開院 株式会社トライニン取締役就任 同社 代表取締役社長就任 当社 取締役就任(現任) 当社 鍼灸接骨院支援事業部長(現 任)	(注) 2	120,000
取締役	経営戦略室長	片田 徹	昭和36年9月26日	昭和59年4月 平成2年4月 平成15年5月 平成17年1月 平成21年11月 平成26年4月	歯科技工所関西歯研入社 有限会社KDL設立代表取締役社長就 任 株式会社トライニン取締役就任 有限会社Medical Art(現株式会社 Axis)代表取締役社長就任 当社 取締役就任(現任) 当社 経営戦略室長(現任)	(注) 2	120,000
取締役	IT支援チーム 管掌兼 療養費請求代 行チーム管掌	田中 克典	昭和49年9月30日	平成9年4月 平成16年1月 平成17年10月 平成18年2月 平成18年11月 平成21年4月	JA大阪中河内入組 AIGエジソン生命保険株式会社（現 ジブラルタ生命保険株式会社）入社 有限会社権左工門（現アトラ株式会 社）入社 当社 取締役就任(現任) 株式会社ATECC代表取締役社長就任 株式会社トライニン取締役就任	(注) 2	40,000
取締役	業務支援 チーム管掌	柚木 孝夫	昭和51年12月4日	平成12年9月 平成18年9月 平成21年2月 平成21年11月	株式会社JTクリエイティブサービス 入社 株式会社アークトラスト代表取締役 社長就任 株式会社トライニン監査役就任 当社 取締役就任(現任)	(注) 2	40,000
取締役	管理担当	田中 雅樹	昭和47年1月22日	平成7年4月 平成11年9月 平成13年10月 平成19年3月 平成21年6月 平成25年6月 平成26年1月 平成26年3月	関西テレメッセージ株式会社入社 株式会社セブン・イレブン・ジャパ ン入社 新コスモス電機株式会社入社 株式会社JCLバイオアッセイ入社 同社 取締役経営企画室長就任 株式会社MACオフィス入社 同社 執行役員管理本部長就任 当社 取締役就任(現任)	(注) 2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		佐藤 正和	昭和53年 6月28日	平成14年 4月 千和都市開発株式会社入社 平成16年 9月 株式会社穴吹カレッジサービス(TAC岡山校)講師 平成17年12月 千和都市開発株式会社取締役就任 平成21年 4月 国立大学法人岡山大学経済学部講師(現任) 平成22年 3月 当社 監査役就任(現任) 平成22年 7月 株式会社エデュケーショナル・フォーラム(現株式会社 FORUM GROUP)設立代表取締役社長就任	(注) 3	
監査役		岩田 潤	昭和44年12月23日	平成 4年10月 青山監査法人(現あらた監査法人)入所 監査部 平成11年 1月 プライスウォーターハウス税務事務所(現税理士法人プライスウォーターハウスコーパス)に入所 平成13年 9月 岩田公認会計士事務所開設所長(現任) 平成17年 6月 マルシェ株式会社監査役就任(現任) 平成19年 8月 株式会社ドーン監査役就任 平成20年10月 BTJ税理士法人設立代表社員就任(現任) 平成22年 1月 当社 監査役就任(現任) 平成22年 3月 株式会社ディキャピタル設立代表取締役社長就任(現任) 平成23年 6月 株式会社MACオフィス監査役就任 平成23年 8月 株式会社ドーン取締役就任(現任)	(注) 3	
監査役		奥村 佳文	昭和46年 1月11日	平成 7年 4月 奥村造船工業株式会社入社 平成 9年 9月 今井会計事務所入所 平成12年 8月 プライスウォーターハウス税務事務所(現税理士法人プライスウォーターハウスコーパス)入所 平成16年11月 日本イーライリリー株式会社出向 平成18年 8月 奥村佳文税理士事務所開設所長(現任) 平成22年 1月 当社 監査役就任(現任)	(注) 3	
計						565,000

- (注) 1 監査役佐藤正和、岩田潤及び奥村佳文は、社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成26年 8月12日開催の臨時株主総会終結の時から 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役の任期は、平成26年 8月12日開催の臨時株主総会終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 略歴記載における留意事項
 当社は平成18年 2月23日付で有限会社権左工門を改組いたしました。
 当社は平成21年11月 1日付で株式会社トライニンを吸収合併しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、法令遵守のもと、経営の公正性、健全性、透明性を高め、効率的な経営に取り組み、当社のステークホルダーの長期的な利益の最大化を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上最重要課題であると認識しております。

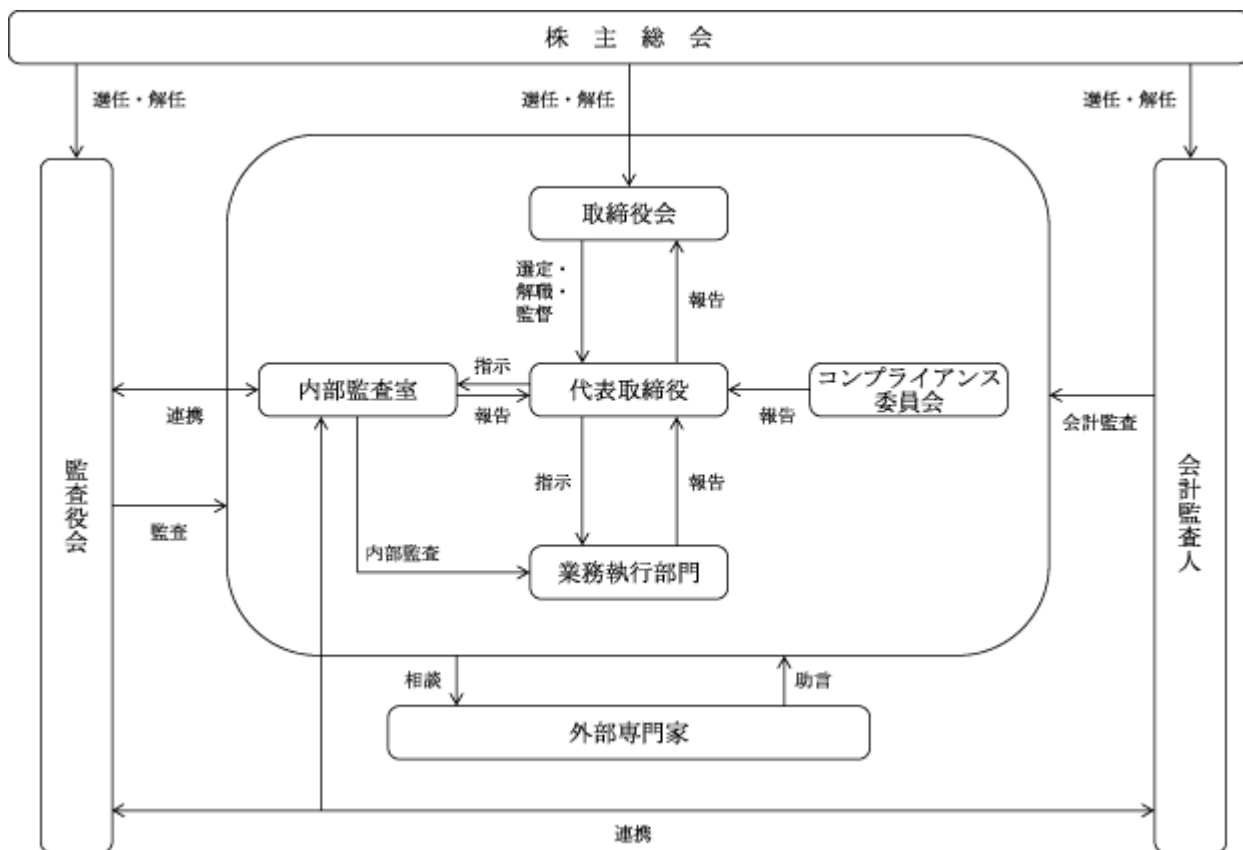
企業統治の体制

取締役会は、取締役6名で構成されており、毎月1回、取締役及び監査役の出席による定時取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について検討等を行っております。

監査役会は社外監査役3名(内1名は常勤監査役)で構成されており、公認会計士及び税理士2名を含んでおります。監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等をとおして、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は毎月1回開催し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を継続的に図っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概略は以下のとおりとなります。



内部監査及び監査役監査

当社の内部監査につきましては、内部監査室長1名が内部監査規程に基づき代表取締役の指揮命令のもと、会社の業務及び財産の状況を監査し、経営の合理化及び効率化に資することを目的として、内部監査計画に基づく定期監査と、代表取締役の特命による臨時監査を実施しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は株主総会と取締役会等に出席し、また、取締役及び従業員並びに会計監査人から意見聴取を行い、法令上監査役に認められるその他の監査権限を行使しております。

また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、定期的に意見交換等を行っており、三者間で連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を選任しておりませんが、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し監査役全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの中立的な経営監視機能が重要と考えており、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員要件を満たしている社外監査役3名による監査が実施されることにより十分に機能する体制が整っていると考えております。社外監査役佐藤正和は、会社経営者としての経験、国立大学講師としての見識を有する者であります。社外監査役岩田潤は、公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見と経験を有する者であります。社外監査役奥村佳文は、税理士として税務・会計に関する相当程度の知見と経験を有する者であります。なお、社外監査役佐藤正和は10個(1,000株)、社外監査役岩田潤は5個(500株)、社外監査役奥村佳文は5個(500株)の新株予約権(ストックオプション)を保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役3名につきましては、専門的な知見から客観的・中立的に経営全般を監視・監査しており、当社経営陣の監督機能として重要な役割を果たしております。また、会計監査人や内部監査人と連携をとり、効果的な監査体制の構築を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための要件としての基準は定めておりませんが、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。なお、当社では社外取締役を選任する必要性を認識しており、現在、鍼灸接骨院業界に精通した候補者の選考を行っております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム(業務の適正を確保するための体制)を整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、平成26年7月15日開催の取締役会において以下の基本方針を決定し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

イ 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- (b) 当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。
- (c) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口へ報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- (d) 内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
- (e) 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

八 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- (b) 有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。

ホ 当社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「企業理念」、「経営理念」を社内でも共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- (b) 監査役及び内部監査室は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査等を行うものとする。

ヘ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

ト 監査役を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 取締役は、監査役の求めにより、監査役を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。
- (b) 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- (c) 監査役より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた使用人は、その業務指示等に関して、取締役の指揮命令を受けないこととする。

チ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。
- (b) 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- (c) 監査役への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

リ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程及び監査役監査基準を定める。監査役は同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができる。また、代表取締役社長、内部監査室、監査法人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

ヌ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、当社の作成している反社会的勢力対応マニュアルに定めている不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、各取締役が自己の分掌範囲において、責任を持って構築に努めており、取締役及び監査役を構成員とするリスクマネジメント委員会を6ヶ月に1回開催し、意見交換を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士や税理士等の外部専門家の助言を仰ぐ等の方法により、リスク回避に努めております。

役員の報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	70,200	70,200				5
社外監査役	5,640	5,640				3

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与の内重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定することとしております。また、監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会にて協議のうえ、決定しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。平成26年8月12日開催の臨時株主総会において同監査法人を会計監査人に選任いたしました。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。当事業年度において業務を執行した公認会計士は西村猛氏、藤川賢氏であり、継続監査年数が7年を超える者はありません。なお、会計監査に係る補助者は11名であります。監査役会は、会計監査人から会計監査内容について随時説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

中間配当制度

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためです。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑にすることを目的としております。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方針に関する指針

当社は提出日現在において、支配株主との取引は行っておらず、今後も行わない方針であります。例外的に取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について取締役会において十分審議をしたうえで、意思決定を行うこととしております。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
6,500		10,000	5,200

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制の構築のための助言・指導業務及び上場準備支援業務に対するものであります。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議して、報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)及び当事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 410,947	1 612,121
売掛金	66,994	112,176
リース投資資産	2,444	1,148
商品	4,500	5,055
仕掛品	1,690	1,106
貯蔵品	1,281	972
前渡金		31
前払費用	7,955	8,698
1年内回収予定の長期貸付金	5,651	29,672
立替金	11,058	7,057
繰延税金資産		11,027
その他	2,006	2,003
貸倒引当金	187	275
流動資産合計	514,344	790,797
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 158,757	1 161,692
機械及び装置	11,266	9,526
車両運搬具	7,860	8,735
工具、器具及び備品	27,326	27,897
土地	1 32,986	1 32,927
リース資産	5,950	5,950
減価償却累計額	138,601	154,308
有形固定資産合計	105,545	92,421
無形固定資産		
特許実施権	979	854
ソフトウェア	17,692	17,216
リース資産	11,466	11,487
ソフトウェア仮勘定	2,253	8,820
無形固定資産合計	32,391	38,378
投資その他の資産		
投資有価証券	785	1,140
出資金	150	100
長期貸付金	35,522	72,606
長期前払費用	3,648	1,663
長期未収入金	106,787	5,206
リース投資資産	1,148	
敷金	9,701	10,371
その他	2,682	4,265
貸倒引当金	30,792	30,792
投資その他の資産合計	129,634	64,562
固定資産合計	267,571	195,362
資産合計	781,915	986,160

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,998	96,987
1年内返済予定の長期借入金	1 116,245	1 67,330
リース債務	9,780	9,837
未払金	53,619	63,243
未払費用	1,140	1,218
未払法人税等	561	13,447
未払消費税等	3,761	16,686
繰延税金負債	666	
前受金	86,568	52,651
収納代行預り金	3 387,431	3 493,303
賞与引当金	570	1,910
ポイント引当金		2,330
その他	16,047	10,165
流動負債合計	699,389	829,111
固定負債		
長期借入金	1 145,162	1 77,832
リース債務	9,512	5,588
繰延税金負債	5,151	2,182
退職給付引当金	2,571	5,748
資産除去債務	22,637	22,975
その他	972	387
固定負債合計	186,006	114,713
負債合計	885,396	943,825
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	76,315	76,315
資本剰余金合計	76,315	76,315
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	229,661	84,118
利益剰余金合計	229,661	84,118
株主資本合計	103,345	42,196
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	135	138
評価・換算差額等合計	135	138
純資産合計	103,480	42,335
負債純資産合計	781,915	986,160

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成26年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	637,803
売掛金	122,208
商品	17,021
仕掛品	7,931
貯蔵品	2,056
その他	62,571
貸倒引当金	63
流動資産合計	849,529
固定資産	
有形固定資産	89,352
無形固定資産	39,202
投資その他の資産	
その他	75,087
貸倒引当金	30,792
投資その他の資産合計	44,295
固定資産合計	172,850
資産合計	1,022,379
負債の部	
流動負債	
買掛金	53,873
短期借入金	40,000
1年内返済予定の長期借入金	32,664
未払法人税等	5,798
収納代行預り金	537,168
賞与引当金	7,520
ポイント引当金	4,706
その他	150,884
流動負債合計	832,614
固定負債	
長期借入金	86,448
退職給付引当金	4,612
資産除去債務	19,364
その他	13,846
固定負債合計	124,271
負債合計	956,886
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	76,315
利益剰余金	60,822
株主資本合計	65,493
純資産合計	65,493
負債純資産合計	1,022,379

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
売上高		
商品売上高	258,780	592,445
役務提供収入	513,265	727,707
売上高合計	772,046	1,320,152
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	5,140	4,500
当期商品仕入高	186,821	405,853
合計	191,961	410,354
商品期末たな卸高	4,500	5,055
商品売上原価	187,461	405,298
役務提供原価	269,248	359,149
売上原価合計	1 456,710	1 764,447
売上総利益	315,336	555,704
販売費及び一般管理費	2 340,232	2 411,388
営業利益又は営業損失()	24,896	144,316
営業外収益		
受取利息	881	605
受取配当金	37	35
受取家賃	3,999	4,000
受取手数料	1,716	3,020
資産除去債務履行差額	1,310	
解約料収入		1,000
その他	1,597	687
営業外収益合計	9,543	9,348
営業外費用		
支払利息	9,908	6,070
減価償却費	632	
賃貸費用	2,895	2,624
前渡金評価損	10,000	
その他	3,191	420
営業外費用合計	26,628	9,114
経常利益又は経常損失()	41,981	144,549
特別利益		
固定資産売却益	3 104	
国庫補助金受贈益	1,904	
特別利益合計	2,009	
特別損失		
固定資産除却損	4 1,229	4 34
減損損失	72	58
特別損失合計	1,302	93
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	41,274	144,456
法人税、住民税及び事業税	766	13,658
法人税等調整額	2,018	14,744
法人税等合計	2,784	1,085
当期純利益又は当期純損失()	44,059	145,542

【役務提供原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	124,136	46.0	174,631	48.7
経費		145,734	54.0	183,933	51.3
当期総役務提供費用		269,870	100.0	358,564	100.0
仕掛品期首たな卸高		1,068		1,690	
合計		270,939		360,255	
仕掛品期末たな卸高		1,690		1,106	
当期役務提供原価		269,248		359,149	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	19,763	31,011
減価償却費	26,112	23,481
地代家賃	18,949	19,609
発送配達費	16,964	22,186
旅費交通費	13,712	22,254

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
売上高	1,036,030
売上原価	630,646
売上総利益	405,384
販売費及び一般管理費	358,313
営業利益	47,071
営業外収益	
受取利息	1,368
受取配当金	21
受取家賃	3,000
受取手数料	3,028
解約料収入	6,630
その他	911
営業外収益合計	14,960
営業外費用	
支払利息	3,037
賃貸費用	1,713
上場関連費用	2,000
その他	2,693
営業外費用合計	9,444
経常利益	52,586
特別利益	
固定資産売却益	187
投資有価証券売却益	80
特別利益合計	267
特別損失	
固定資産売却損	11
固定資産除却損	998
減損損失	10,015
広告ツール改善費用	11,473
その他	1,371
特別損失合計	23,870
税引前四半期純利益	28,983
法人税、住民税及び事業税	12,768
法人税等調整額	7,082
法人税等合計	5,686
四半期純利益	23,296

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	50,000	76,315	76,315	185,601	185,601	59,286
当期変動額						
当期純損失()				44,059	44,059	44,059
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				44,059	44,059	44,059
当期末残高	50,000	76,315	76,315	229,661	229,661	103,345

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	400	400	59,686
当期変動額			
当期純損失()			44,059
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	265	265	265
当期変動額合計	265	265	43,794
当期末残高	135	135	103,480

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	50,000	76,315	76,315	229,661	229,661	103,345
当期変動額						
当期純利益				145,542	145,542	145,542
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				145,542	145,542	145,542
当期末残高	50,000	76,315	76,315	84,118	84,118	42,196

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	135	135	103,480
当期変動額			
当期純利益			145,542
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	273	273	273
当期変動額合計	273	273	145,815
当期末残高	138	138	42,335

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	41,274	144,456
減価償却費	32,600	31,216
減損損失	72	58
貸倒引当金の増減額（ は減少）	6,407	87
賞与引当金の増減額（ は減少）	70	1,340
退職給付引当金の増減額（ は減少）	340	3,176
ポイント引当金の増減額（ は減少）		2,330
受取利息及び受取配当金	918	605
支払利息	9,908	6,070
固定資産除却損	1,229	34
国庫補助金受贈益	1,904	
固定資産売却益	104	
売上債権の増減額（ は増加）	26,454	42,737
たな卸資産の増減額（ は増加）	992	338
立替金の増減額（ は増加）	11,592	4,000
仕入債務の増減額（ は減少）	6,595	73,988
前受金の増減額（ は減少）	37,140	33,916
収納代行預り金の増減額（ は減少）	155,032	105,872
その他	23,085	16,087
小計	199,610	311,799
利息及び配当金の受取額	913	603
利息の支払額	8,556	5,240
国庫補助金受取額	1,904	
法人税等の支払額	566	786
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,305	306,376
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	21,309	1,108
定期預金の払戻による収入	7,206	
有形固定資産の取得による支出	17,818	5,924
無形固定資産の取得による支出	9,666	10,902
貸付金の回収による収入	26,430	5,651
長期未収入金の回収による収入	71,722	34,823
その他	1,275	540
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,289	21,999
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	15,000	
長期借入金の返済による支出	159,924	116,245
リース債務の返済による支出	9,431	10,366
財務活動によるキャッシュ・フロー	154,355	126,611
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	94,238	201,764
現金及び現金同等物の期首残高	276,006	370,244
現金及び現金同等物の期末残高	1 370,244	1 572,009

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～17年
機械及び装置	4～6年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

ただし、保証料については級数法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は繰延消費税等(投資その他の資産のその他)に計上し、5年間で均等償却しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～17年
機械及び装置	4～6年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に対する影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

ただし、保証料については級数法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は繰延消費税等(投資その他の資産のその他)に計上し、5年間で均等償却しております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成25年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(貸借対照表関係)

翌事業年度より、区分掲記しておりました「仮受金」は、総資産の総額の100分の1以下となったため、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「仮受金」に表示していた11,090千円は、「流動負債」の「その他」として組替えております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(貸借対照表関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「仮受金」(当事業年度1,099千円)は、総資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「仮受金」に表示していた11,090千円は、「流動負債」の「その他」として組替えております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
現金及び預金	20,100千円	20,105千円
建物	15,559千円	14,611千円
土地	27,152千円	27,152千円
計	62,812千円	61,868千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	51,595千円	33,698千円
長期借入金	99,927千円	66,229千円
計	151,522千円	99,927千円

2 債務保証

下記の会社の金融機関等との金銭消費貸借契約に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
株式会社LoGGia	4,895千円	

3 収納代行預り金

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

収納代行預り金は療養費請求代行サービスに係る預り金であり、それに見合う金額が現金及び預金に含まれております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

収納代行預り金は療養費請求代行サービスに係る預り金であり、それに見合う金額が現金及び預金に含まれております。

(損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上原価	1,169千円	434千円

2 販売費及び一般管理費に含まれる主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	75,840千円	75,840千円
給与及び手当	73,534千円	93,579千円
従業員賞与	1,772千円	3,243千円
法定福利費	17,779千円	19,463千円
旅費及び交通費	30,465千円	35,407千円
広告宣伝費	22,826千円	38,588千円
支払手数料	19,850千円	14,077千円
支払報酬	25,739千円	32,358千円
地代家賃	22,283千円	29,812千円
減価償却費	4,413千円	6,557千円
貸倒引当金繰入額	6,402千円	87千円
賞与引当金繰入額	194千円	408千円
退職給付費用	147千円	2,762千円
ポイント引当金繰入額	千円	2,330千円

おおよその割合

販売費	9.6%	12.0%
一般管理費	90.4%	88.0%

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
建物	104千円	

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
建物	1,229千円	千円
機械及び装置	千円	34千円
計	1,229千円	34千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,900			1,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,900			1,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	410,947千円	612,121千円
預入期間3か月超の定期預金	40,702千円	40,111千円
現金及び現金同等物	370,244千円	572,009千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産……主に鍼灸接骨院における店内設備(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	21,809千円	15,572千円	5,346千円	890千円

未経過リース料期末残高相当額等

1年内 1,937千円 (982千円)

1年超 千円 (千円)

合計 1,937千円 (982千円)

リース資産減損勘定 972千円 (千円)

(注) 上記()書の金額は、転リース取引に係る未経過リース料期末残高相当額で、内数で示しております。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 3,946千円

リース資産減損勘定の取崩額 1,458千円

減価償却費相当額 2,199千円

支払利息相当額 183千円

減損損失 千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(貸主側)

未経過リース料期末残高相当額

1年内	982千円
1年超	千円
合計	982千円

(注) 上記はすべて転リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。

2 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

流動資産	2,444千円
投資その他の資産	1,148千円

(2) リース債務

流動負債	2,444千円
固定負債	1,148千円

当事業年度(平成25年12月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産.....主に鍼灸接骨院における店内設備(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	13,169千円	7,823千円	5,346千円	千円

未経過リース料期末残高相当額等

当事業年度中に未経過リース期間を終了しており、該当事項はありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1,972千円
リース資産減損勘定の取崩額	972千円
減価償却費相当額	890千円
支払利息相当額	35千円
減損損失	千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(貸主側)

当事業年度中に未経過リース期間を終了しており、該当事項はありません。

2 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

流動資産 1,148千円

(2) リース債務

流動負債 1,148千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金をまかなっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金及び長期未収入金は、取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。

長期借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、当社の与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。長期貸付金及び長期未収入金については、必要に応じて管理部にてモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	410,947	410,947	
(2) 売掛金	66,994		
貸倒引当金(1)	182		
(3) 長期貸付金(2)	66,812	66,812	
貸倒引当金(1)	41,174		
	25,585		
(4) 長期未収入金	15,588	16,405	817
貸倒引当金(1)	106,787		
	5,206		
	101,581	101,054	526
資産計	594,930	595,220	290
(1) 買掛金	22,998	22,998	
(2) 未払金	53,619	53,619	
(3) 収納代行預り金	387,431	387,431	
(4) 長期借入金(3)	261,407	259,615	1,791
負債計	725,456	723,664	1,791

(1) 売掛金、長期貸付金及び長期未収入金については、貸倒引当金を控除しております。

(2) 流動資産の1年内回収予定の長期貸付金を合算して表示しております。

(3) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 長期未収入金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	410,947			
売掛金	66,994			
長期貸付金	5,651	9,936		25,585
長期未収入金	31,743	64,109	5,727	5,206
合計	515,338	74,046	5,727	30,792

3 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	116,245	67,330	38,654	16,941	13,013	9,224
合計	116,245	67,330	38,654	16,941	13,013	9,224

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金をまかなっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金及び長期未収入金は、取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。

長期借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、当社の与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。長期貸付金及び長期未収入金については、必要に応じて管理部にてモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	612,121	612,121	
(2) 売掛金	112,176		
貸倒引当金(1)	271		
(3) 長期貸付金(2)	111,905	111,905	
貸倒引当金(1)	102,279		
	76,693	79,423	2,729
(4) 長期未収入金	5,206		
貸倒引当金(1)	5,206		
資産計	800,720	803,450	2,729
(1) 買掛金	96,987	96,987	
(2) 未払金	63,243	63,243	
(3) 収納代行預り金	493,303	493,303	
(4) 長期借入金(3)	145,162	144,119	1,042
負債計	798,696	797,654	1,042

(1) 売掛金、長期貸付金及び長期未収入金については、貸倒引当金を控除しております。

(2) 流動資産の1年内回収予定の長期貸付金を合算して表示しております。

(3) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 長期未収入金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	612,121			
売掛金	112,176			
長期貸付金	29,672	46,492	528	25,585
長期未収入金				5,206
合計	753,970	46,492	528	30,792

3 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	67,330	38,654	16,941	13,013	7,896	1,328
合計	67,330	38,654	16,941	13,013	7,896	1,328

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(平成25年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	2,571千円
退職給付引当金	<u>2,571千円</u>

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	340千円
退職給付費用	<u>340千円</u>

(注) 簡便法を採用しております。

当事業年度(平成25年12月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	5,748千円
退職給付引当金	<u>5,748千円</u>

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	3,176千円
退職給付費用	<u>3,176千円</u>

(注) 簡便法を採用しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(1) 流動の部

繰延税金資産

賞与引当金	254
貸倒引当金	73
棚卸資産評価損	460
外注費	8,668
前受金	8,274

繰延税金資産小計 17,731評価性引当額 17,731

繰延税金資産合計

繰延税金負債

棚卸資産否認額 666繰延税金負債合計 666

繰延税金負債の純額 666

(2) 固定の部

繰延税金資産

貸倒引当金	11,423
退職給付引当金	953
繰越欠損金	52,902
減損損失	2,370
資産除去債務	8,398
その他	873

繰延税金資産小計 76,922評価性引当額 76,922

繰延税金資産合計

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 5,151繰延税金負債合計 5,151繰延税金負債の純額 5,151

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため注記を省略しております。

当事業年度(平成25年12月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(1) 流動の部

繰延税金資産

賞与引当金	863
貸倒引当金	108
ポイント引当金	918
棚卸資産評価損	202
外注費	8,668
前受金	14,578
繰延税金資産小計	25,339
評価性引当額	13,875
繰延税金資産合計	11,463

繰延税金負債

棚卸資産否認額	435
繰延税金負債合計	435
繰延税金資産の純額	11,027

(2) 固定の部

繰延税金資産

貸倒引当金	11,423
退職給付引当金	2,132
一括償却資産	1,130
減損損失	2,031
資産除去債務	8,523
その他	587
繰延税金資産小計	25,829
評価性引当額	25,264
繰延税金資産合計	565

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	2,665
その他有価証券評価差額金	81
繰延税金負債合計	2,747
繰延税金負債の純額	2,182

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(%)

法定実効税率	39.4
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割等	0.6
中小法人の軽減税率	0.7
評価性引当金の増減額	1.8
税務上の繰越欠損金の利用	38.9
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は0.342～1.447%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	22,441千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,455千円
時の経過による調整額	191千円
資産除去債務の履行による減少額	3,450千円
期末残高	22,637千円

当事業年度(平成25年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は0.342～1.447%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	22,637千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	146千円
時の経過による調整額	191千円
期末残高	22,975千円

(賃貸等不動産関係)

当社は、大阪府において、賃貸用オフィスビル(土地を含む。)及び遊休の土地を有しております。平成24年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,130千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は72千円(特別損失に計上)であります。平成25年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は712千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は58千円(特別損失に計上)であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価は以下のとおりであります。

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	5,907	42,638	48,546	34,824
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	45,738	45,738		

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。
 2 期末時価は、「固定資産税評価額等」に基づいて自社で算定した金額であります。
 3 当事業年度の増加額及び減少額の主な要因は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産が賃貸等不動産になったためであります。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	48,546	1,007	47,538	34,299

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。
 2 期末時価は、「固定資産税評価額等」に基づいて自社で算定した金額であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当社は重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
当社は重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	久世 博之			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接83.2	債務被保証	当社銀行借入 金に対する債 務被保証	254,799		
							当社リース債 務に対する債 務被保証	24,637		
役員	塩中 一成			当社取締役	(被所有) 直接6.3	債務被保証	当社銀行借入 金に対する債 務被保証	154,556		

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の一部の銀行借入及びリース契約に対し、代表取締役社長久世博之と取締役塩中一成の連帯保証を受けております。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払い及び担保提供を行っておりません。

3 当社銀行借入金に対する債務保証については、平成26年9月末までにすべて解消しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	久世 博之			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接83.2	債務被保証	当社銀行借入 金に対する債 務被保証	143,862		
							当社リース債 務に対する債 務被保証	16,305		
役員	塩中 一成			当社取締役	(被所有) 直接6.3	債務被保証	当社銀行借入 金に対する債 務被保証	70,235		

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の一部の銀行借入及びリース契約に対し、代表取締役社長久世博之と取締役塩中一成の連帯保証を受けております。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払い及び担保提供を行っておりません。

3 当社銀行借入金に対する債務保証については、平成26年9月末までにすべて解消しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	54.46円	22.28円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額()	23.19円	76.60円

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度においては1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度においては潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当社は、平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
- 3 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	44,059	145,542
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	44,059	145,542
普通株式の期中平均株式数(株)	1,900,000	1,900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

- 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	103,480	42,335
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	103,480	42,335
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	1,900,000	1,900,000

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。なお、翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	54,463.39円
1株当たり当期純損失金額()	23,189.14円

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)

1 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

当社は、平成26年 7月15日に開催いたしました取締役会決議に基づき、平成26年 8月 1日付で当社定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

(1) 単元株制度の採用、株式の分割及び定款の一部変更の目的

株式分割により、投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の確保を目的とするものであります。また、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)の趣旨を踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 分割の方法

平成26年 7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を 1株につき 1,000株の割合をもって分割いたしました。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	1,900株
今回の分割により増加する株式数	1,898,100株
株式分割後の発行済株式数	1,900,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

(4) 株式分割の効力発生日

平成26年 8月 1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

(1株当たり情報)は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

2 ストックオプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成26年 8月12日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行を次のとおり行っております。

(1) 新株予約権の割当日

平成26年 8月18日

(2) 新株予約権の発行数

2,000個(新株予約権 1個につき普通株式100株)

(3) 新株予約権の発行価額

無償

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 200,000株

(5) 新株予約権の行使に際しての払込金額

1株につき84円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

16,800,000円

(7) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組み入れる額

8,400,000円

(8) 新株予約権の行使期間

平成28年 8月19日から平成36年 8月12日

(9) 新株予約権の割当対象者

当社取締役 6名

当社監査役 3名

当社従業員68名

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産及び長期前払費用に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	23,148千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当社は単一セグメントであるため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	12.26円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	23,296
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	23,296
普通株式の期中平均株式数(株)	1,900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類(新株予約権の数2,000個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2 当社は、平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。前々事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】（平成25年12月31日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	158,757	2,935		161,692	108,025	12,135	53,666
機械及び装置	11,266		1,740	9,526	9,283	159	242
車両運搬具	7,860	875		8,735	8,282	1,435	453
工具、器具及び備品	27,326	571		27,897	23,992	2,492	3,904
土地	32,986		58 (58)	32,927			32,927
リース資産	5,950			5,950	4,724	1,190	1,226
有形固定資産計	244,146	4,381	1,798	246,730	154,308	17,412	92,421
無形固定資産							
特許実施権	1,000			1,000	145	125	854
ソフトウェア	27,889	5,411		33,300	16,084	5,888	17,216
リース資産	27,520	6,500		34,020	22,532	6,479	11,487
ソフトウェア仮勘定	2,253	8,820	2,253	8,820			8,820
無形固定資産計	58,662	20,731	2,253	77,140	38,762	12,492	38,378
長期前払費用	18,713	11	7,704	11,019	9,356	1,996	1,663

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	ホストコンピューターシステム	3,100千円
リース資産	社内業務基幹システム	6,500千円
ソフトウェア仮勘定	療養費支給申請書管理システム	6,300千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	店舗機械設備	1,740千円
--------	--------	---------

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	116,245	67,330	2.4	
1年以内に返済予定のリース債務	9,780	9,837	4.1	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	145,162	77,832	2.2	平成27年1月～ 平成31年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	9,512	5,588	4.0	平成27年1月～ 平成30年3月
合計	280,700	160,588		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	38,654	16,941	13,013	7,896
リース債務	2,336	1,410	1,466	375

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	30,979	118		31	31,067
賞与引当金	570	1,910	570		1,910
ポイント引当金		2,330			2,330

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額、個別引当の見直しによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円) (注)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	21,158	324		21,483
石綿障害予防規則に基づくアスベストの除去義務	1,479	13		1,492

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年12月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	327
預金	
普通預金	571,681
定期預金	40,111
計	611,793
合計	612,121

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アース	17,399
SMBCファイナンスサービス株式会社	14,635
株式会社さくら介護グループ	11,620
株式会社CITYVOX	10,330
株式会社ATTECC	9,221
その他	48,969
合計	112,176

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
66,994	974,788	929,606	112,176	89.2	33.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
湿式ホットパック装置	1,000
療養費支給申請書	879
入浴剤	412
ハニータッチ	385
保険証リーダー	326
その他	2,052
合計	5,055

仕掛品

品名	金額(千円)
未稼働さくら介護事業所に係る前払人件費	636
未稼働ほねつぎ店舗スタッフ研修に係る前払人件費	469
合計	1,106

貯蔵品

区分	金額(千円)
FOOTLEVELERSスキャナー	603
レターパック	317
クオカード	51
合計	972

長期貸付金

相手先	金額(千円)
株式会社アークトラスト	28,426
株式会社SENJU	10,867
じょうまえクリニック	4,054
株式会社Axis	3,672
その他	25,585
合計	72,606

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ウイン	25,542
gCストーリー株式会社	20,911
ユニオン医科工業株式会社	6,660
株式会社サンクスコーポレーション	6,483
診察台のあさひ	3,926
その他	33,462
合計	96,987

1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社紀陽銀行	18,948
株式会社南都銀行	10,454
株式会社商工組合中央金庫	7,650
株式会社日本政策金融公庫	7,300
株式会社香川銀行	6,000
その他	16,978
合計	67,330

未払金

相手先	金額(千円)
従業員給与	22,215
社会保険料	7,210
役員報酬	6,320
有限会社ONE FOR ALL	3,150
株式会社セディナ	2,570
その他	21,777
合計	63,243

前受金

相手先	金額(千円)
株式会社アスク	4,997
株式会社オフィス・ゴトウ	4,514
株式会社空色	3,360
株式会社セント・リングス	3,360
その他	36,419
合計	52,651

収納代行預り金

相手先	金額(千円)
請求代行業務預り金	493,303
合計	493,303

長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社南都銀行	27,796
株式会社紀陽銀行	22,641
大阪シティ信用金庫	15,792
株式会社香川銀行	4,500
株式会社日本政策金融公庫	4,500
その他	2,603
合計	77,832

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 電子公告掲載URL http://www.artra-group.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年6月26日	久世 博之	大阪市西区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)(大株主上位10名)	一般社団法人みどり会代表理事 久世 博之	大阪市西区千代崎一丁目7番3号 Z E R O 千代崎801号	(注) 6	1,335	111,290,940 (83,364) (注) 4	所有者の事情による

- (注) 1 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとされております。
- 2 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
- 3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。
- 5 平成26年7月15日開催の取締役会決議により、平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は当該株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。
- 6 一般社団法人みどり会は、当該株式移動により特別利害関係者等に該当しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成26年8月18日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式200,000株
発行価格	1株につき84円(注)4
資本組入額	42円
発行価額の総額	16,800,000円
資本組入額の総額	8,400,000円
発行方法	平成26年8月12日開催の臨時株主総会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2、3

(注) 1 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成25年12月31日であります。
- 2 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者(契約社員)との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 - 3 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員(契約社員を除く。)等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 4 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額(発行価格)は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき84円
行使期間	平成28年8月19日から 平成36年8月12日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 【取得者の概況】

新株予約権(ストックオプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
久世 博之	大阪市西区	会社役員	40,000	3,360,000 (84)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、 大株主上位10名)
塩中 一成	和歌山県岩出市	会社役員	20,000	1,680,000 (84)	特別利害関係者等 (当社取締役、 大株主上位10名)
片田 徹	堺市堺区	会社役員	20,000	1,680,000 (84)	特別利害関係者等 (当社取締役、 大株主上位10名)
田中 克典	大阪府東大阪市	会社役員	20,000	1,680,000 (84)	特別利害関係者等 (当社取締役、 大株主上位10名)
柚木 孝夫	大阪市城東区	会社役員	20,000	1,680,000 (84)	特別利害関係者等 (当社取締役、 大株主上位10名)
田中 雅樹	大阪府豊中市	会社役員	20,000	1,680,000 (84)	特別利害関係者等 (当社取締役)
池田 愛	大阪市東淀川区	会社員	5,000	420,000 (84)	当社従業員
橋本 優城	兵庫県西宮市	会社員	4,000	336,000 (84)	当社従業員
御手洗 洋輔	堺市中区	会社員	4,000	336,000 (84)	当社従業員
山田 裕子	大阪市城東区	会社員	3,000	252,000 (84)	当社従業員
大井 泰助	大阪府池田市	会社員	3,000	252,000 (84)	当社従業員
日下部 香織	兵庫県三田市	会社員	3,000	252,000 (84)	当社従業員
小野 智史	大阪府東大阪市	会社員	3,000	252,000 (84)	当社従業員
安山 めぐみ	大阪市西成区	会社員	2,000	168,000 (84)	当社従業員
中石 千裕	大阪府大阪狭山市	会社員	2,000	168,000 (84)	当社従業員
荒谷 宗弘	広島県東広島市	会社員	2,000	168,000 (84)	当社従業員
仲邑 良範	大阪市城東区	会社員	2,000	168,000 (84)	当社従業員
瀬田 五月	大阪市東淀川区	会社員	1,500	126,000 (84)	当社従業員
餅田 麻衣	大阪府大阪狭山市	会社員	1,500	126,000 (84)	当社従業員
石垣 雅則	大阪市港区	会社員	1,500	126,000 (84)	当社従業員
若林 雄記	大阪市港区	会社員	1,500	126,000 (84)	当社従業員
佐藤 正和	岡山県都窪郡早島町	会社役員	1,000	84,000 (84)	特別利害関係者等 (当社監査役)
岩田 潤	大阪市浪速区	会社役員	500	42,000 (84)	特別利害関係者等 (当社監査役)
奥村 佳文	大阪市港区	会社役員	500	42,000 (84)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員(契約社員を含んでおります。)は53名であり、その株式総数は、19,000株であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
一般社団法人みどり会(注)1	大阪市西区千代崎一丁目7番3号ZERO千代崎801号	1,335,000	63.57
久世 博之 (注)1、2	大阪市西区	285,000 (40,000)	13.57 (1.90)
塩中 一成 (注)1、3	和歌山県岩出市	140,000 (20,000)	6.67 (0.95)
片田 徹 (注)1、3	堺市堺区	140,000 (20,000)	6.67 (0.95)
田中 克典 (注)1、3	大阪府東大阪市	60,000 (20,000)	2.86 (0.95)
柚木 孝夫 (注)1、3	大阪市城東区	60,000 (20,000)	2.86 (0.95)
田中 雅樹 (注)3	大阪府豊中市	20,000 (20,000)	0.95 (0.95)
池田 愛 (注)5	大阪市東淀川区	5,000 (5,000)	0.24 (0.24)
橋本 優城 (注)5	兵庫県西宮市	4,000 (4,000)	0.19 (0.19)
御手洗 洋輔 (注)5	堺市中区	4,000 (4,000)	0.19 (0.19)
山田 裕子 (注)5	大阪市城東区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
大井 泰助 (注)5	大阪府池田市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
日下部 香織 (注)5	兵庫県三田市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
小野 智史 (注)5	大阪府東大阪市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
安山 めぐみ (注)5	大阪市西成区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
中石 千裕 (注)5	大阪府大阪狭山市	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
荒谷 宗弘 (注)5	広島県東広島市	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
仲邑 良範 (注)5	大阪市城東区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
瀬田 五月 (注)5	大阪市東淀川区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
餅田 麻衣 (注)5	大阪府大阪狭山市	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
石垣 雅則 (注)5	大阪市港区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
若林 雄記 (注)5	大阪市港区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
所有株式数(潜在株式数) 1,000株の株主 9名(注)4、5		9,000 (9,000)	0.43 (0.43)
所有株式数(潜在株式数) 500株の株主 9名(注)4、5		4,500 (4,500)	0.21 (0.21)
所有株式数(潜在株式数) 300株の株主 14名(注)5		4,200 (4,200)	0.20 (0.20)
所有株式数(潜在株式数) 200株の株主 9名(注)5		1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
所有株式数(潜在株式数) 100株の株主 15名(注)5		1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
計		2,100,000 (200,000)	100.00 (9.52)

- (注) 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
3 特別利害関係者等(当社取締役)
4 特別利害関係者等(当社監査役)
5 当社の従業員(契約社員を含む)
6 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
8 一般社団法人みどり会は、平成26年6月26日に久世博之より1,335株(平成26年8月1日付株式分割後換算で1,335,000株)を譲り受けたことにより、主要株主となりました。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月4日

アトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	猛
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	川	賢
--------------------	-------	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアトラ株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラ株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年7月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月1日付で定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年8月12日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、取締役、監査役及び従業員に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月4日

アトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	猛
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	川	賢
--------------------	-------	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアトラ株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラ株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月4日

アトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	猛
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	川	賢
--------------------	-------	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアトラ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アトラ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。